

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成28年3月14日 午前9時59分～午後4時41分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（6人）

委員長	永山伸一	委員	橋口博文
副委員長	中島由美子	委員	福田俊一郎
委員	上野一誠	委員	森満晃

○欠席委員

委員 森永靖子

○紹介議員

議員 佃昌樹

（請願第1号 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書）

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	成川幸太郎
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	主幹兼高齢者医療グループ長	山元茂
市民課長	榊順一	高齢・介護福祉課長	橋口浩文
主幹兼住民グループ長	坂元久徳	主幹	中俣賢一郎
環境課長	内田泰二	主幹兼介護給付グループ長	上蘭哲也
課長代理	橋口堅		
川内クリーンセンター所長	若松幸記	総務部長	今吉俊郎
市民健康課長	檜垣淳子	税務課長	山口秀昭
保険年金課長	西田光寛	収納課長	有村辰也

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	柳裕子
--------	------	---------	-----

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第４７号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第４８号 薩摩川内市下甕葬斎場の指定管理者の指定について 議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第６７号 平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市一般会計予算 議案第８１号 平成２８年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市一般会計予算 議案第８０号 平成２８年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第８３号 平成２８年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (市民健康課) (税 務 課) (収 納 課)
請願第１号 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書 議案第４９号 薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第５０号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第５１号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第５２号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第６８号 平成２７年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市一般会計予算 議案第８２号 平成２８年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (市民健康課)

△閉 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、市民福祉委員会を開会します。

本委員会は、本日から二日間にわたり審査を行います。お手元に配付しております審査日程により審査を進めることとし、本日は高齢・介護福祉課まで審査を進めたいと考えておりますが、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

なお、環境課と川内クリーンセンターは、同時に審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第４７号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第４７号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、改めましておはようございます。環境課、クリーンセンターでございます。

それでは、初めに、議案第４７号薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。議案つづりその２の４７－１ページをお開きください。あわせて議会資料も御準備ください。

提案理由は、本会議において市民福祉部長が説明しましたので省略させていただきます。

提案理由の中にあります一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会につきましては、議会資料で説明しますので、議会資料の１ページをお開きください。

平成７年１月に本格稼働しました川内クリーン

センターは、２１年を経過したことから、平成２５年度に策定した長寿命化計画に基づき、平成２９年度から基幹的設備改良事業を行う予定でございます。この基幹的設備改良事業の工事期間を含めた２３年間にわたる維持管理運営業務もあわせて業者選定を行うこととしております。

この業者選定作業に当たりまして、審査委員会を設置いたしますが、高度な専門的知見を持つ学識経験者に、行政執行に必要な審査や調査を行ってもらうことから、地方自治法に基づく附属機関として、一般廃棄物処理施設整備事業審査委員会を設置するものでございます。

１の事業審査委員会の概要でございます。

（１）の所掌事務は、落札者決定基準や落札者の決定に関する事項の審査でございます。（２）は、先ほど申しましたので省略させていただきます。

（３）の委員会の構成は、委員５人以内で構成し、うち３名は学識経験者を予定しております。任期は、本年４月１日から平成２９年３月３１日まででございます。

２の事業者選定の手続の概要でございますが、４月に入札説明書、要求水準書等を公告し、８月に入札を実施、９月に落札者を選定し、１２月に本契約というようなスケジュールになります。

以上で、議案第４７号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）関係課においては、大変大きな事業をこれから進めていかれるということで大変だろうと思いますが、頑張ってくださいと思います。課長のほうから説明があったこの学識経験者３名という方々、どういった方々が３名つかれるのか。あと委員の任期が１年に、これではなってますけれども、この後の任期がどうなるのか、任期は１年ごとの任期なのか、それを含めてお願いいたします。

○環境課長（内田泰二）お尋ねの委員のメンバーの詳細についてということでございますけれども、お名前とか、あとどういった部署に属されるかというのは、入札公告の前でございますので、この点は発表できない部分になっておりますので、この点につきましては御了承ください。

大学の先生とか、その道の専門の方だということ
とで思っただけならばよろしいかと思います。
これまで全国のいろんな、今度薩摩川内市でやり
ますこういう審査委員会には多数経験を積まれた
方だということでございます。

それと、今後の任期でございますけれども、こ
の方々はあくまでも事業者を選定するまでという
ことになりますので、1年限りということになり
ます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかに御質疑ございませ
んか。

○委員（森満 晃）大がかりな工事ということ
で、業者選定について、こういった専門にされる
業者、これからの入札になるんですけれども、何
社ぐらいを回られるのか、全国からのあれでやる
のか、その辺がもしわかりましたら。

○環境課長（内田泰二）これまでいろんな準備
期間を含めまして、見積書とかそういう部分を全
国の業者からいただいたりしましたが、大
きな業者というのは8社ぐらいあるということ
を聞いております。

以上でございます。

○委員（上野一誠）総体的な事業に対する一つ
の、表現上は少し僭越なものになるかもしれませ
んが、日々当局としては本事業に対するいろんな
角度から、また見地から頑張っていただくと、そ
して本契約まで至るに、いろいろ努力が必要であ
ると思いますので、ぜひ一つ緊張感を持って、信
頼の得る本契約に至るように、これは意見、要望
として申し上げておきたいと思います。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと
決定しました。

△議案第48号 薩摩川内市下甕葬斎場の
指定管理者の指定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第48号薩摩
川内市下甕葬斎場の指定管理者の指定についてを
議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、次に、議案
第48号下甕葬斎場の指定管理者の指定について
を説明させていただきます。

議案つづりその2の48-1ページをお開きく
ださい。あわせて議会資料も御準備ください。

指定管理者に指定する団体は、こもれ日の郷で
ございます。指定する期間は、平成28年4月
1日から平成33年3月31日までの5年間でご
ざいます。

提案理由は、本会議において部長が説明しまし
たので省略いたします。

それでは、議会資料の2ページをお開きくださ
い。1の指定管理者に行わせる施設の概要は、記
載のとおりでございます。2の指定管理者に行わ
せる主な業務は、葬斎場の維持管理や火葬業務で
ございます。指定管理者候補が示した事業計画の
概要は、2ページから4ページに記載してござい
ます。

4ページの6の選定経過の概要でございます。
選定委員会は、昨年1月19日に開催いたしま
した。農林水産部長を委員長としまして、内部委
員3名、外部委員3名の合計6名により、候補者
のヒアリングを含め審査を行った後、採点した結
果は、5ページにありますとおり600点に対し
まして421点で、得点率は70.2%でございま
した。これまで管理を行って来ました西葬祭から
は応募がなく、今後、施設を維持運営するため、
地元業者でもあり適正な管理ができるものと判断
し、こもれ日の郷を公募による候補者と選定して
おります。

以上で、議案第48号の説明を終わります。よ
ろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博）済いません。本会議でも持原議員のほうから指摘がされたと思うんですけども、私も意見交換会の場にいまして聞いた話なんですけれども、これ下甌だけの問題ではないんですけれども、甌島の火葬場で、火がついたというふうに思ったんだけど実際はついてなかったということで。たまたま詳しい方が葬列者の中にいらっしゃったから何とかしたんだという話も聞いて、それは真偽のほどはきちんと確かめているわけではありませんけれども。要は指定管理者の中に、そういう技術者が、ちゃんと施設の整備、管理というのができるかどうかというのは非常に大事だと思うんですね。

そういう点では、今回、施設の維持管理計画について、適正であるという判断をされたんだと思うんですけども、これまでのその経過から言って、そういう維持管理がきちっとできる指定管理者であったのかどうかということについては、どのように考えて対処されているのかということをお尋ねしたいと思います。

○環境課長（内田泰二）今回の件で、下甌含め甌島の皆様に御迷惑をおかけしたということは十分反省しておるところでございます。

今お尋ねの件でございます。施設の維持管理につきましては、普段から業者による定期的な点検は、もちろん行っております。それとまた、長寿命化計画もつくっております、複数年先々までわたる点検、交換等の計画等もつくっておって、今回のようなことがないようにということで、ずっとやってきてはおりますけれども、何せ、もうできまして二十数年経過している施設でございますので、ちょっと言い方はあれですけども想定外の火がつかないというような現象が起こった次第でございます。

指定管理者につきましては、今回交替されますけれども、これまでも業者が点検で来るたびに維持管理、運営方法、管理運転の方法等につきましても、その都度、研修というか説明はしてまい

っておりますので、ある程度そこあたりをかねてされておりますので、全くの素人がしていращやるというような状況ではなかったと思います。

また、今回、指定管理者がかわりますけれども、引き継ぎ期間を含めて、通常の業務はできるよう形で引き継ぎをしていただいて、また業者が甌島のほうに点検で渡る機会があったときは、その中で専門的な部分も含めて検証をしていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、続きまして、議案第61号平成27年度一般会計補正予算の歳出について説明させていただきます。

予算に関する説明書（第8回補正）の21ページをお開きください。4款1項8目環境総務一般管理費81万9,000円の増は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）おはようございます。川内クリーンセンターでございます。引き続き、川内クリーンセンターの議案第61号平成27年度一般会計補正予算の

歳出について御説明をいたします。

川内クリーンセンター分は、予算に関する説明書（第8回補正）の22ページになります。お開きください。4款2項5目ごみ処理費で、川内クリーンセンター管理費10万円の増は、同じく国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、私のほうからは、全体的な本年度の市民福祉部に係ります予算の概要を若干御説明させていただきまして、その後、各課の主な部分について御説明をさせていただきますと思います。

まず、本日お配りしております市民福祉委員会資料をお開きいただきたいと思います。本編の部分でございます。あけていただきまして、1ページでございます。平成28年度当初予算案の歳出集計表という分でございますが、この部分の最下段の網掛けしてあるところをごらんいただきたいと思いますが。市民福祉部合計としてあるところです。

平成28年度は、総額で一般会計で208億4,782万7,000円と、一般会計に総額に占める割合は40.2%と、平成27年度当初予算と比較しますと、約7億83万4,000円、3.5%の増という形になっております。

一般会計のこの増のうち、特に平成28年度に

おきましては、保育所等多子世帯軽減補助事業を含めました保育所運営費が5億7,700万円、認定こども園の保育所部分創設及び保育所の増改築に伴います児童福祉施設整備費が約1億7,500万円、これらの合計で7億5,300万が増となったところでございます。

対前年度比で、減額の主なものにつきましては、高齢・介護福祉課の部分で、地域福祉、地域介護福祉空間整備等事業で1億5,000万円、平成27年度から継続となったもので、給付単価が減額されたことによりまして、臨時福祉給付金事業、これが6,000円から本年度は3,000円になっております。この関係で約7,700万円。同じく子育ての臨時特例給付金事業がなくなっております。ゼロ円になっておりまして、その部分で約6,000万円の減となっているところでございます。

次に、2ページから3ページをお開きください。これが平成28年度の新規・拡充事業という形で、主な部分を一覧にしておりますが、まず新規としましては、3行目に、後ほど詳しく御説明させていただきますが、高度医療機器、これは川内の済生会病院へのMRIの購入補助でございます。

そのほか、次の下の4行目でございますが、川内看護学校への運営支援ということで、これは全日制レギュラーコースを新設することに伴います財政支援でございます。

そのほか6行目に、後期高齢者医療のコンビニ収納導入事業。これは後期高齢者だけは今まで納付という形で普通徴収の分にしておりましたが、コンビニ交付もできるように導入したいということでございます。

そのほか、先ほど申しましたが、13行目、14行目に保育所等の多子世帯軽減を、そして18行目に保育体制強化事業ということで、これは保育士の補助を行う者を雇用する保育所への補助ということで、新たな部分でございます。

そのほか3ページでは、一番上になりますが、介護予防コーディネート事業ということで、地域包括ケアを推進するため、身近な地区コミの中でサービスが提供できる体制を整えたいということで考えているところでございます。

拡充したのにつきましては、がん検診におきます乳がん検診を、今まで集団検診でしておりま

したが、個別検診への対応が可能な医療機関を市内の医療機関へも広げていきたいというふうに考えております。

そのほか最下段のところでございますが、子ども医療費の助成事業で、対象を中学校を卒業するまでとしておりましたが、これを18歳までに拡大したところでございます。

それと3ページの4行目でございますが、在宅医療連携センター運営委託、これは薩摩郡医師会の体制が整ったことから、今まで川内市医師会のほうに運営補助を出しておりましたが、薩摩郡医師会のほうにも運営支援をしていきたいというふうにしたところでございます。

以上が、平成28年度当初予算の概要となりますが、課ごとの特徴につきましては、それぞれの担当課の審査の冒頭に、新規事業、あるいは拡充事業を中心に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、環境課及びクリーンセンターにつきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年度当初予算概要、黄色の表紙の部分でございますが、これをお開きいただきたいと思います。43ページの最下段でございます。環境課は最下段からになります。

まず、一般廃棄物処理基本計画策定事業でございますが、これにつきましては、既にごみ処理基本計画、あるいは生活排水処理基本計画を策定しているわけでございますが。この見直しとともに、新たに災害廃棄物処理計画を加えた薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画を策定しようとするものでございまして、平成28年度中にパブリックコメントをとりながら基本計画の策定をしていきたいというふうに考えております。事業費として361万円を計上いたしております。

次に44ページ、海岸漂着物等地域対策事業でございますが、これにつきましては、県の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して漂着物の回収及び処理を行うもので、事業費として1,000万円を、財源としましては10分の9が県から入ってくるというふうに計上いたしております。

ちょっと飛びまして、次の45ページをお開きください。45ページの最上段でございます。鹿島クリーンセンター解体事業、これにつきましては、平成18年に休止しております鹿島クリーンセンターにつきまして、老朽化が進んでいること

から解体に向けた基礎調査を実施したいと。これは手続とかいろんな廃棄物処理に関しますさまざまな業務がございますので、それら基礎調査を実施したいというものでございまして、700万を計上いたしております。

次に川内クリーンセンターでございますが、45ページ最下段でございます。川内クリーンセンター基幹的設備改良事業、これにつきましては、長期稼働により施設が老朽化しているということ等から、国の交付金を活用しながら延命化を図るための改修計画を実施するものでございまして。これにつきましては、平成27年、平成28年にアドバイザー支援業務委託をいたしております。本年度は先ほど課長のほうからも若干説明がございましたが、DBO方式によりまして、設計建設及び23年間の運営をしていただく業者の選定、そして契約をしていきたいということにしております。

次に46ページ、最終処分場の延命化事業。これにつきましては、平成24年度から実施しております県外への排出の部分でございますが、当該年度に発生します焼却灰、不燃残渣等を外部委託するものでございます。

次の2段目の最終処分場再生事業、これも昨年度から実施しておりますが、これはクリーンセンターの最終処分場に埋め立てております焼却灰等を掘り起こし、外部委託をしようとするものでございます。

以上が、環境課及び川内クリーンセンターの当初予算概要の説明でございます。予算の内容につきましては、この後、環境課長及び川内クリーンセンター所長が、それぞれ説明させていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）では、引き続き当局の補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、続きまして議案第70号平成28年度当初予算の環境課分の歳出について説明をさせていただきます。

予算調書の115ページをお開きください。3款5項1目災害救助費は、水害発生時の応援協定に基づく経費で、事業費は115万7,000円でございます。バキューム車の借り上げが主なものでございます。

同じく下段の4款1項4目狂犬病予防事務費は、

狂犬病予防に係る経費で、事業費は116万9,000円です。蓄犬管理システム保守点検委託が主なものでございます。

次に、116ページの8目環境総務一般管理費は、環境行政に係る経費で、事業費は1億3,427万6,000円です。職員給与以外では、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務や衛生自治団体連合会運営補助金が主なものでございます。

同じく下段の環境保全対策費は、環境保全対策に係る経費で、事業費は1,723万4,000円でございます。蘭牟田池環境調査業務委託と海岸漂着物等地域対策推進事業が主なものでございます。

次に、117ページの地球温暖化対策費は地球温暖化対策に係る経費で、事業費は97万2,000円です。エネルギー管理システムの使用料でございます。

同じく下段の花いっぱいまちづくり推進事業費は、花いっぱいまちづくり推進事業に係る経費で、事業費は599万9,000円でございます。快適環境づくり補助金が主なものでございます。

次に、118ページの9目公害対策費は、公害対策に係る経費で、事業費は900万6,000円でございます。環境調査業務等委託が主なものでございます。

同じく下段の10目市営墓地管理費は、市営墓地の維持管理に係る経費で、事業費は262万5,000円でございます。川内・入来市営墓地等管理代行委託が主なものでございます。

次に、119ページの葬斎場管理費は、葬斎場の維持管理に係る経費で、事業費は5,055万8,000円でございます。川内葬斎場やすらぎ苑等管理代行委託が主なものでございます。

同じく下段の2項1目清掃総務一般管理費は、廃棄物対策に係る経費で、事業費は90万3,000円でございます。川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金が主なものでございます。

次に、120ページの5目不法投棄対策費は、不法投棄対策に係る経費で、事業費は37万円でございます。

同じく下段の環境美化推進事業費は、環境美化推進に係る経費で、事業費は475万8,000円でございます。環境美化推進員謝金が主なもので

ございます。

次に、121ページの一般廃棄物処理費は、一般廃棄物の処理に係る経費で、事業費は339万1,000円です。公設ステーション管理業務委託が主なものでございます。

同じく下段の資源ごみ分別推進事業費は、資源ごみ分別推進事業に係る経費で、事業費は3,443万2,000円でございます。地区コミ分別報償金等とごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

次に、122ページの甌島クリーンセンター管理費は、甌島地域クリーンセンターの維持管理に係る経費で、事業費は897万4,000円でございます。鹿島クリーンセンター解体基礎調査業務委託が主なものでございます。

同じく下段の最終処分場管理費は、最終処分場の維持管理に係る経費で、事業費は1,110万6,000円でございます。木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託が主なものでございます。

次に、123ページの6目上甌投入施設管理費は、上甌し尿投入施設の維持管理に係る経費で、事業費は637万9,000円でございます。し尿・浄化槽汚泥処理下水道使用料が主なものでございます。

同じく下段の下甌環境センター管理費は、下甌環境センターの維持管理に係る経費で、事業費は2,021万9,000円でございます。浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託が主なものでございます。

次に、124ページの汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理に係る経費で、事業費は3億1,924万3,000円でございます。同施設の維持管理運営委託等が主なものでございます。

同じく下段の9款1項6目災害予防応急対策費は、共同墓地の特別災害復旧補助に係る経費で、事業費は200万円でございます。

次に、125ページの11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費は、風水害による廃棄物処理施設の災害復旧に係る経費で、事業費は200万円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。予算調書の25ページをお開きください。

14款1項3目使用料の衛生使用料は、予算額

1,017万8,000円で、葬斎場使用料（火葬料）など8件でございます。

同じく2項3目手数料の衛生手数料は、予算額2,440万3,000円で、廃棄物処理手数料など8件でございます。

次に、26ページをお開きください。16款2項3目県補助金の衛生費補助金は、予算額927万5,000円で、海岸漂着物地域対策推進事業費補助金など2件でございます。

次の3項3目県委託金の衛生費委託金は、予算額11万3,000円で、権限移譲事務委託金でございます。

次の17款1項1目財産運用収入の財産貸付収入は、予算額3万3,000円で、し尿中継用地貸付料等に係るものでございます。

次の2項2目財産売払収入の物品売払収入は、予算額2,064万2,000円で、資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入でございます。

次の、21款5項4目雑入は、予算額118万1,000円で、火葬料実費徴収金など3件でございます。

以上が、環境課分の平成28年度当初予算の説明でございました。よろしく願いいたします。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）引き続きまして、川内クリーンセンターです。

平成28年度当初予算の歳出について御説明をいたします。予算調書の126ページをお開きください。

上段の4款2項5目、事項、一般廃棄物処理費は、市内全域の一般廃棄物の収集運搬にかかわる経費等で、事業費は3億3,776万3,000円でございます。経費の主なものは、市内全域の家庭から出されるごみの収集運搬業務委託及び甕島両クリーンセンターの管理や可燃ごみ等の島外搬出業務委託であります。

次は、同ページ下段の事項、資源ごみ処理施設管理費で、回収されたペットボトルやプラスチック類等を減容するのに要する経費で、事業費は1,425万6,000円であります。

次は、127ページでございます。事項は川内クリーンセンター管理費で、川内クリーンセンターの管理運営及び施設維持、整備にかかわる経費でありまして、事業費は5億1,457万7,000円でございます。経費の主な内容は、焼

却施設維持補修費等は、焼却炉内の耐火物の補修やバグフィルターの補修などに要する経費であります。

その下、運転管理業務委託等は、クリーンセンターの運転管理業務委託や焼却施設などの延命化を目的とした基幹設備改良性事業実施に伴う支援業務委託などの経費であります。

川内クリーンセンター地域振興補助金63万円は、地元の小倉、川底地区に対する補助金であります。

次に、同ページ下段の事項、最終処分場管理費で、最終処分場の延命化事業にかかわる経費で、事業費は1億7,068万6,000円でございます。これは先ほど部長のほうから説明がありましたが、川内クリーンセンターの最終処分場の再生事業を図るため、焼却に伴って発生する現年発生分の焼却灰や不燃残渣、埋立物を掘り起こし、ほかの最終処分場へ運搬、処分する委託経費などあります。

続きまして、平成28年度当初予算の歳入について説明をいたします。予算調書の27ページをお開きください。

主なものを説明をさせていただきます。上から2段目の14款2項3目手数料の衛生手数料は、予算額3,775万5,000円、節は衛生手数料、廃棄物処分手数料で、クリーンセンターへ直接搬入されるごみの処分手数料を計上しております。

次は、17款2項2目財産売払収入の物品売払収入で、予算額879万円、節は物品売払収入。これは資源ごみ等の売却収入で、クリーンセンターに搬入された廃棄物のうち、鉄、アルミ、紙など有価物として売却できる資源ごみの売払収入を計上しております。

次は、21款5項4目雑入で、予算額474万9,000円です。節、雑入の主なものは、下段のペットボトル等有償入札拠出金で、これは法律に基づき指定された協会に処分委託をしておりますが、協会の処理料に余剰金が出るのが予想され、その余剰金が協会から市町村に配当されるものでありまして、平成28年度は400万円を予定しております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）濟いません、海岸漂着物の保全について、漂着物の回収及び処理を行うということで、今回1,000万予算がついてるんですけども。これは場所的に言えば、特定の場所だとか、それを処理される推進員だとか、そういうのは決まってるっやいますか。

○環境課長（内田泰二）海岸漂着物の事業につきましては、平成27年度から実施しておりまして、本年度は540万円の予算額で、主に上甌島、下甌島の海岸漂着物等を回収しております。それと、今度の平成28年度予算で要求させていただいております1,000万円につきましても、同じく上甌島、下甌島の海岸漂着物の回収に充てる予定としております。

実施に当たっては、特に委員等お願いしてる方はないんですけども、地区コミとか自治会、あと支所、あと県の事務所もございます。そこらあたりと漂着物等の多い箇所を選定しまして、業者に委託して回収しているというような状況でございます。

以上です。

○委員（森満 晃）わかりました。こちらの本土側もそういった処理とか、そういうのはされないんですかね。

○環境課長（内田泰二）ボランティアでいただいている部分と、あと県の管理の部分がもう少し多いので、特に要望等、今のところ上がってきておりませんので、直営で今実施はしてない状況でございます。

以上です。

○委員（森満 晃）この回収された部分は、島の部分についても、やっぱり本土のクリーンセンターで扱うとか、その処理のほうはどうされるんですか。

○環境課長（内田泰二）今年度分の実績で言いますと、約3カ月間に回収した量が54立法メートルございまして、こちらは全て本土側に持ってきてまして、これは産業廃棄物の専門の業者がおりますので、そちらのほうに全部出してあります。

以上です。

○委員（橋口博文）今の関連ですけれども、西

方海岸な。あそこは、県の所管になっとるんですかね。海水浴場するところ。

○環境課長（内田泰二）県の管理でございます。

○委員（橋口博文）あその海岸以外は——外れたところな。海水浴場、人形岩からずっと外れたところなんかは——あそこは、おたくがこの事業でやられるんですか。やっぱ県がするんですか。

○課長代理（橋口 堅）濟いません、海岸漂着物の処理について、若干説明をさせていただきます。海岸漂着物は、本来、県のほうで海岸漂着物処理計画というのをつくっておりまして、その海岸の管理者が処理をしなければいけないということになっています。ほとんどが鹿児島県の管理になります。あとは、重要港湾で大きな港は県の港湾空港課と、市の漁港は市の林務水産課の所管になっております。

本来、西方海岸とか甌島のほとんどの海岸は県が処理をしなければいけないんですけども、なかなか予算が厳しいということで、県と協議をしまして、市町村枠の市町村がみずからするものについても補助金がつきますので、市町村枠はある程度ちょっと余っているんで、甌島については市町村枠でできないかということで補助金をいただいているところでございます。こちらの本土側のほうは、県のほうが県の予算で計画的にされているということで、特に問題はないということで進んでおります。

以上でございます。

○委員（橋口博文）海水浴場のところは県がしてくれるわけよな。それは予算がなくて大変ですよ。県会議員の動きに対してですね。そしてしてもらったりしてやってるんですけども。この人形岩からこの湯田口のほうに行く、大雨が降ったとか台風で大雨が降ったときなんかは、もうたくさん寄ってくるんですよ。もう大きな材木から、もう根ごやしやられたやつをですね。そういうのを仕末しかて、いろいろと地元の方から言われて、あその件で何日も出て、県に行ったりして、市にも建設維持課のほうにもお願いしたりしてやってるんですけども。できたら、それがスムーズにできるような体制ができればなと思っていますところですよ。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。課長あります。はい、どうぞ。

○課長代理（橋口 堅）県に確認をしたところ、県にも予算の市割りというか制限がございまして、特に港の施設に影響のある部分と、あとなかなか危険な場所で住民の方がボランティアで回収できないようなところを中心に、県の予算で回収をしているということでございます。海岸漂着物は年に1回とかではなくて、もう1年中ずっと漂着してきますから、場所によってはまた流れていって、きれいになるというようなところもございまして、いろいろ基準をつくって処理をしているところでございますので、こちらとしても、そういった早く処理をしなければ悪臭の問題等もございしますので、危険とかそういうところは、県と協議をしながら優先的にしてもらおうように進めていきたいと考えております。

○委員（橋口博文）その件については、県とも協議をして、地元でできないことがあることから、それは協力いただきたいと思います。

それから、犬ですよ、犬の分。予算で出てきましたけれども。予算の関係ではないんですけれども、湯田でも、もう何回か自治会長にも言うて、犬の散歩をされるときに「もう犬がほえてきて、いけんもでけんが」ということや、あるいは「野菜を植ゆれば犬が来てまぜて、かけてくれて、もう大変じゃ」ということで。飼い主さんにもお願いをして、「きびつてもらわないかんが」っていうことも指導するんですけれども、「ああ済いません、済いません」とか、ただ言うだけで。これは「保健所をお願いをして、いけんか処分してもらわないかん」というふうに言われたりするんですけれども。そういう指導もしてもらいたいということをお願いしたいんですけれども。

○委員長（永山伸一）環境課長で、よろしいですか。

○環境課長（内田泰二）犬の使用の方法については、散歩をさせるときはリードをつけて、それとあとうんこをしますので、ビニール袋とスコップを持ってというようなふうでお願いはしております。個別の案件ということで、また別途相談をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（永山伸一）ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）ウミガメ監視員の方が倒れられていらっしゃると思うんですね。それで人材の確保という点では、どういうふうにされているのかということと。それから漂着物、やっぱりウミガメが上がってこられるように、漂着物があると上がってこれないということで、その監視員の方などボランティアの方々が漂着物を取り除いて焼いたりしているんですが。何らかのそういうものに対する補助というか、例えば道具などに補助をすとか、何かそういうふうにして、やっぱりウミガメ監視だけではなくて、漂着物も取らなければウミガメ監視にならんという、密接な関係があるもんですから、そういうことは考えられないのかと。この2点お尋ねしたいと思います。

○環境課長（内田泰二）今おっしゃった監視員さんは12名ほどいらっしゃいますけれども、御熱心な方で一生懸命やっていたいておるということは当課も承知しております。監視員さんのお仕事自体は、カメが何頭上陸して、卵をもし産んで、それが海水につかるようなところであれば移設をしていただく、これが主な業務でございます。今議員おっしゃる監視員さんは、そのほかにボランティア活動として、海岸の漂着物等を、大きな木切れ等をのけたりとか、そういう作業もしていただいております。

それで補助はということでございますけれども、特に今はないんですけれども、昨年、昨年というか今年度見られた例としましては、衛自連のほうボランティア袋を配布してるんですけれども、それをもらいに来たらっしゃったようですので、そこらあたりで対応していただいているのが今のところの現状でございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございせんか。

○議員（成川幸太郎）今の海岸漂着物ですけども、環境課も当然関係あるんでしょうけども、今度の4月から「ななつ星」が毎週、薩摩高城駅へ30分とまって、その辺を散歩されるっていうのがある。先ほど言われたように、県がするのを待ってたんじゃ、大雨の後とか台風の後には「ななつ星」が来ると、また汚い状況になってるといけないうんです。ボランティアだけでもだめだと思いますんで。「ななつ星」の誘致っていうのは、やはり県の観光課とも関連があると思いますし、

商工観光部とも関連があるんでしょうけども、できたらそういったのが毎週来るときに、大雨であれ、台風の後なんかきれいな感じにできるような、迅速な対応ができるような体制を、環境課だけでも無理なら地元も含めて、商工観光部も含めて対策をとるように。県が主体なら県に予算要求もしておくとか、何かお願いをして、「ななつ星」で来られたお客様が不快感を持たれることのないような対応ができるようお願いをしたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 非常に難しい問題でございますが、毎週停車するというので、本市も非常に期待しております。これにつきましては、議員おっしゃいますように、商工観光部のほうとも連携をとりながら、どういう体制をとれるのか、あるいは地域の方々の賛同も得ながら、どういう形でおもてなしの心というんですか、そちらが徹底できるかということも含めて、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。
では、質疑は尽きたと認めます。
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） それでは、所管事務の説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料本編の7ページをお開きください。あわせて委員会資料の別冊3のほうを御準備ください。

一般廃棄物処理基本計画骨子のパブリックコメントの実施でございます。これは先ほど部長のほうからも年度当初の予算の説明でございましたので、ちょっと重複分を差し引いて説明をさせていただきます。

もう1番は先ほど話ありましたので、2でございますけれども、計画の目標年度は、平成29年度から平成38年度の10年間でございます。中間目標年度を平成33年度としております。

3の計画策定手順でございますけれども、4月1日から4月28日までパブリックコメントを実

施いたしまして、その後、市の環境審議会において諮問、それと審議をしていただきまして、答申というような形で、来年の3月をめどに本編のほうを完成させたいと考えております。

計画の骨子の概要でございますけれども、委員会資料別冊3のほうを御準備ください。表紙を見ていただきますと、1から6まで、基本的事項、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画、それと推進体制、計画の進行管理の大きく6項目で構成されております。

別冊の6ページを見ていただければ、ごみ処理基本計画では、下段の目標2、一人1日当たりのごみ排出量を53グラム減量しますというようなふうで目標の数値を入れ込んでございます。

隣の7ページの目標3では、リサイクル率を25.9%と設定しております。

それと進んでいただきまして10ページでございます。生活排水処理基本計画の目標では、平成38年度の汚水処理人口普及率を85.1%と設定してございます。

12ページでございます。災害廃棄物処理計画では、大規模災害発生時の廃棄物処理の基本方針や、災害廃棄物を処理するために整理すべき事項等をまとめてございます。

詳細な説明は、割愛させていただきますので、以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃） 済いません。ごみ処理計画の骨子の概要の①に一人1日当たりごみ排出量で30・10運動ですかね、この推進になるんですけど。この文言に、またいいことが書いてあるんですが、この2番の冷蔵庫のクリーンアップデーとして、「賞味期限・消費期限の近いものを使用し、冷蔵庫を空にする」ということで、その後、「クッキングデーとして、今まで捨てられていた野菜の茎や皮等を使用して、子どもと一緒に料理をする」と書いてあるんですけど。文言の、この「子ども」というのが、これは子どもがいらない家庭もあるんじゃないのかなと思って、ここは何か家族のほうがいいんじゃないかな、子どもと限定するのはどうなのかなと思うんですけ

ど、どんなもんですかね。

○環境課長（内田泰二） この文言につきましては、この後ろのほうに長野県松本市というのを書いてございますけれども、こちらのほうからちょっと持ってきておりますので、済いません。今後またパブリックコメントもいたしますので、今の御意見も参考意見として、また再度検討させていただきます。ありがとうございました。

○委員（森満 晃） よろしくをお願いします。

それと資料の別冊3の7ページの目標3のリサイクル率を25.9%とありまして、疑問のところは、特に類似市町村と比較し、紙類のリサイクルが進んでいない。この要因がありましたら教えてください。

○環境課長（内田泰二） 環境課でちょっと想定で考えてみたところなんですけれども、御存じかと思えますけれども、南日本新聞さんがピンク色の紙をつけて回収をしていっていらっしゃいますけれども、あの回収量が相当出ているのではないかなと。あの分が市のリサイクルの回収の数字に入っていないものですから、その分があるのではないかなということと、あと少量ではありますけれども、牛乳パックとか、そこらあたりも生協さんとかスーパーさんが回収されてますので、その部分も若干少なくなってるのではないかなというふうで考えております。

以上です。

○委員（森満 晃） ということは、市としては、紙類の処分というか、それはそれ相当きちんとしてきているというか、そこまで量はないのかなという部分の考え方でいいんですかね。

○環境課長（内田泰二） そうですね。燃えるごみとして来てる分は、それほど多くはないのではないかなとは考えております。

以上です。

○委員（中島由美子） ごめんなさい、似たようなことかもしれませんが、この別冊3の目標3、リサイクル率を25.9%としますという中に、平成16年度が20.4、平成25年度には13.2%まで減少していますとあって、えらく減っているなという感があるんですが。これもやっぱりその市が集めてるリサイクルが減ってるという考え方なんですかね。今結構、集めておられるスーパーさんとかが多いものですから、そちらは

結構溢れるようにあるので、それなりの皆さん、感覚は持っていっていらっしゃるのかなって思うんですが、その辺を1点ですね。

それから、そのごみ排出量の「ごみゼロ」、53グラムに減量しますというやつですが。何回か取り上げてきたんですが、今、食品ロスというのを結構言われてます。それが30・10にもなるんですけれども、やはり家庭から出るごみというよりも、さまざまなところで売っているものの賞味期限とか消費期限で捨てられるものってありますよね。そのあたりをもうちょっと減らしていくことっていうのも大事なのかなと。

最近ちょっとテレビなどでもよくやってるものですから、市としてできるものかどうかかわからないんですけど、よくもう少し考えて、何かその食品ロスを何かこう、どこかはちょっと忘れたんですけれども、朝ご飯を食べてこない子どもたちのためにとかいう手立てをとってるところもあるんですね。何かそんな取り組みができれば、ちょっとまた減るのかなと。やっぱり今もったいないという気持ちで、だからといって賞味期限、消費期限は見て、やはり捨てる方って多いのかなって。そのあたりの取り組みですね。そこはどのように考えておられるか、ちょっと教えてください。

○課長代理（橋口 堅） 済いません。紙のリサイクルについて、若干説明をさせていただきます。先ほど課長が申しましたとおり、リサイクル自体は進んではいるんですが、この「進んでない」って書いたのは、類似都市、類似市町村と比較をしたときに、同じような規模の都市でリサイクル率が30%近いところがございました。30・10運動を進めている長野県の市町村が、かなり高いリサイクル率を示していて、何が違うのかなということで調べましたら、紙類の収集回数が多かったんです。本市の場合には、大体月に1回しか収集しませんので、南日本新聞とかスーパーのほうに流れてしまうと。その南日本新聞やスーパーに流れたものについては、市が関与しない限り、リサイクル率としてカウントしないものから、本市の場合にはそういうことで、全体的なリサイクル自体は進んでいると思うんですけども、カウントがちょっとできないという関係で低い数値であるということです。

ただ、長野県は、収集回数が多いものですから、

収集運搬経費が高くなっておりますので、リサイクル率を上げるためにお金をかけて収集回数をふやしたほうがいいのか、そこ辺も含めて、今後ちょっと検討をさせていただきたいと考えております。

○環境課長（内田泰二） 食品ロスの関係の御質問でございました。家庭からではなくて、飲食店とか、あとコンビニエンスストアなんかの賞味期限直前の分とか、そういうのも考えられるかと思えます。私もテレビで拝見しました。そういったものを朝食を食べてこない児童生徒さんに食べていただくとか、環境課だけの取り組みではないと思いますけれども、家庭の分も含めて、食品ロスを出さないようにとか、そういう広報というか、そこあたりは環境課のほうでやっていきたいと思えます。

また、関係課とも何かそういう取り組みができないか、今後検討させていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博） 今おっしゃったリサイクル率が低いという問題が、その紙の回収が別業者が多いんだというお話なんです。でもその目標4の下の方に、リサイクル率の低下により、燃やせるごみと焼却量が増加しているとも書いてあるわけですね。だから、燃やせるごみがふえてきていると。だから、それは要因としては二つだと思えますよね。その業者が別に回収している。同時にリサイクル率もやっぱり低下しているということもあると思うんですが、その辺のことが、やっぱり確認しておきたいと思うんです。

それと、志布志市と大崎町が、リサイクル率日本一ということで、バリ島でしたっけ、バリ島と提携して、このバリ島のごみ問題も大崎町職員と一緒に解決するというニュースも流れていて、非常に注目をされてきているわけですが。そういったところとこのリサイクル率の比較はできますか。

やっぱり志布志市と大崎町に学ぶ、まあ特殊ですよ、確かに、あそこは焼却施設がないわけですから特殊なんですよ。だから、焼却しないということを目標に置いているというところがすごいと

ころなんですよ。だから、そこを本市でも、やっぱり学んでおく必要があると。それは二酸化炭素問題でもあるし、またごみ焼却っちゃうのは莫大な維持費がかかりますので、そういう意味でも学んでいく必要があるというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○課長代理（橋口 堅） まず、リサイクルの関係について説明をさせていただきます。おっしゃるとおり、全体的にリサイクルは悪いです。特に紙は悪いんですけども。白色トレーだけが全国平均より優秀で、あとはちょっとリサイクルは悪いので、リサイクル率の低下によって燃やせるごみがふえてるというのは正解でございます。

ただ紙類だけは、若干ほかのところに流れているものですから、南日本新聞の分だけでもリサイクル率は2%から3%変わってまいりますので、まあそういう状況です。

あとは、大崎町と志布志市につきましては、確かにリサイクル率は70%ぐらいなんですけれども、30%は埋め立てなければならないということで、70万立米か80万立米のかなり大きな処分場にそのまま埋め立てている状況でございます。それが今のエコパークよりも大きな処分場が15年で満杯になってしまうという状況だったので、そういうリサイクルを進めたということで聞いておりました。

ですから、処分経費的にはかなりお金がかかっておりますので、どちらがいいのかなんですけれども。本市としては焼却をするので、埋め立てる量はかなり少なくなりますので、そこ辺も含めて、ちょっと検討しなければいけないのかなというふうには思っています。今の市のやり方のほうも適切なやり方ではないかなというふうには考えております。

○議員（井上勝博） それはちょっと私も現場に行きまして、それで生ごみは徹底して分別されているために、燃え殻はないんですけども。一方で生ごみもほとんどないということで。かなりその処分場が、この使用期間がずっと延びてきているということをお聞きしてるのと、それからやっぱりカラスなんか全然いないんですよ。非常に環境的にも、燃え殻だとしてもダイオキシン問題が出てきますし、それからCO₂問題も出てきますし、そういう意味では、やっぱりきちっと学

ぶことは大事かと思いますので、意見として申し上げます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます
— ごめんなさい。クリーンセンターがありました — ごめんなさい。じゃあ、どうぞ。

○環境課長（内田泰二）済いません、早く申せばよかったんですけど。

委員会資料の８ページでございます。川内クリーンセンターの基幹的設備改良事業についてでございます。

これはもう議案のほうでも出てまいりました。１２月の議会でも途中経過ということで、これまで報告させていただいておりますので、若干その後の経過ということで出してあった次第でございます。重複する部分ございますけれども、２のやり方としては、ＤＢＯの公設民営方式で行きますということと、３の発注方式でございますけれども、こちらのほうは、価格だけではなくて維持管理や運営サービスの水準、技術力等を総合的に勘案した上で落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用することで準備を進めております。選定方法は、先ほど説明しましたので割愛させていただきます。

５番のＳＰＣ、これは特別目的会社でございますけれども、これを設立いたしまして、２３年間の維持管理運営を行っていただく予定としております。

６の今後のスケジュールは、議案のほうで説明いたしましたので割愛させていただきます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）改めて、今説明がありましたので、まず、委員による質疑を行いたいと思います。委員のほうから質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員による質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

では、ここで休憩します。

~~~~~

午前１１時１２分休憩

~~~~~

午前１１時１４分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次に、市民課の審査を行います。

△議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を中止しておりました議案第６１号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）市民課でございます。

それでは、議案第６１号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算、市民課分について説明いたします。

予算に関する説明書（第８回補正）の１１ページをお開きください。

２款１項１目一般管理費のうち市民課分は、市民政策調整費の２９万１，０００円を増額。また１３ページをお開きください。２款３項１目戸籍住民基本台帳費は１３０万９，０００円を増額で、ともに国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第７０号 平成２８年度薩摩川内市

一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、続きまして市民課の平成28年度予算の概要について御説明させていただきたいと思います。

予算概要の42ページからになります。最下段になりますが、交通災害共済事業、これにつきましては、例年と同様に計上させていただいておりまして、1,369万3,000円を計上したところでございます。

あけていただきまして、43ページ上段でございますが、コンビニ交付システム管理事業ということでございますが、これは現在40カ所のコンビニ交付が可能となっております。また、本年の2月1日からでございますが、マイナンバーカードの利用も可能とさせていただいているところでございまして、平成28年度予算としては、1,207万4,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、個人番号事業でございますが、これは社会保障・税番号制度の導入に伴い、希望者へのマイナンバーの交付を行うものでございまして、交付事務及びJ-LISの事務委任という形で計上させていただいたところでございます。1,845万7,000円を計上させていただいております。

なお、これにつきましては、市民福祉委員会資料のほうでも詳しく資料を提出しておりますので、そのときに市民課長のほうから詳しく説明をさせていただきたいと思います。

以上で、市民課の当初予算概要の説明を終わりますが、予算の詳細な内容につきましては、この後、市民課長のほうで説明させていただきたいと思います。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、当局より補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算、市民課分について説明をいたします。

まず、歳出から説明いたします。予算調書の112ページをお開きください。上段に記載して

おります事項、市民政策調整費は、一般給与費及び市民福祉部全体に係る経費9,452万円で、行政事務嘱託員5人の報酬等の経費と、一般職員5人の人件費、市民福祉部内の臨時職員雇用に係る賃金が主なものでございます。

次に、下段の事項、市民相談事務費は、人権教育・啓発等に係る経費73万6,000円で、人権問題に関する事項を調査、審議する事務を担当する人権対策事業審議会委員13人の報酬等の経費、それから鹿児島地方司法局川内支局管内4市2町の人権擁護委員で組織する川内人権擁護委員協議会への負担金が主なものでございます。

次に、113ページをお開きください。上段、事項、交通災害共済事業費は、交通災害共済事業に係る経費1,369万3,000円で、この事業は鹿児島県市町村総合事務組合に加入して事務組合において運営されるものでございます。加入者から納付された交通災害共済掛け金を鹿児島県市町村交通災害共済給付事業負担金として支払うものでございます。

同じく下段、事項、戸籍住民基本台帳費は、戸籍住民基本台帳事務等に係る経費2億788万4,000円で、行政事務嘱託員15人の報酬等の経費、戸籍住民基本台帳事務に従事する一般職22人の人件費、戸籍及び証明書発行システム機器保守委託等、それから鹿児島地方司法局川内支局管内の4市2町で構成する戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金、九州管内の都市市民課主管者会議における負担金が主なものでございます。

次に、114ページをお開きください。上段、住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、証明書等のコンビニ交付事務、住民基本台帳に関する事務処理及び国の行政機関に関する本人確認情報の提供を行うための住民基本台帳ネットワークに関する経費で、2,253万1,000円で、住基ネットワークの機器保守委託等、それからコンビニ交付における証明書交付センターの運営に係る加入市町村の負担金が主なものでございます。

同じく下段の事項、個人番号事業費は、個人番号カード交付等に係る経費1,845万7,000円で、行政事務嘱託員に係る報酬等の経費、臨時職員雇上料、それからマイナンバーカードの発行等に係る業務を地方公共団体情報システム機構、J-LISと言っておりますけれども、



そこに一括委任する経費の負担金が主なものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。予算調書の23ページをお開きください。

14款2項1目手数料、総務手数料4,562万2,000円は、マイナンバーの通知カード及びマイナンバーカードの再交付手数料のほか、本庁、支所等の窓口及びコンビニエンスストアで交付する戸籍謄抄本、住民票の写し等の交付手数料でございます。

15款2項1目国庫補助金、総務費補助金1,067万9,000円は、マイナンバーカードを交付するための事業及び市町村の交付事務に係る補助金でございます。

15款3項1目国庫委託金、総務費委託金23万2,000円は、中長期在留外国人に対する居住地届出等事務の委託金でございます。

16款3項1目県委託金、総務費委託金19万円は、指定しました小学校における人権の花運動に係る地域人権啓発活動活性化事業委託金、それから人口動態事務委託金でございます。

17款1項2目財産運用収入、利子及び配当金3万4,000円は、医療福祉対策基金から生ずる利子収入でございます。

19款1項18目基金繰入金、医療福祉対策基金繰入金5,000万円は、市民健康課が所管する地域医療対策費に充当する経費でございます。

21款5項4目雑入、これは24ページへ続きますけれども、雑入1,504万3,000円の主なものは、加入者が支払う県市町村交通災害共済会費収入及び交通災害共済事務費加入促進費の収入でございます。

以上で、市民課に関する説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）今説明いただきましたこの交通災害事業の1,368万、これは本市の加入者の、その加入分全体と見ていいんですかね。その一人500円というか。ちょっとそこ教えてください。

○市民課長（榊 順一）加入者から一人500円の会費をいただいて、そのまま県の組合

のほうへ納めるといったものでございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（成川幸太郎）今の交通災害の分ですけれども、負担金、補助及び交付金ということで支出で1,368万円上げられて、また収入で同じように今度は1,368万ということですが、これは収入が1,368万あったというのは、向こうから来るということで想定されてます。これは交付金というか、交通災害に遭った人に対する支払い金になるのか。で、収入がまた1,368万と全く一緒なのは、これどういうことでしょう。

○市民課長（榊 順一）ただいまの森満委員の説明でも申し上げましたように、市民の方からお一人500円の会費をいただいた分が収入のほうに入ってまいりまして、県の組合のほうへ支出するための分を、また歳出のほうで計上しているということで、同額を収入いただいて歳出をするというような仕組みになっております。

○議員（成川幸太郎）わかりました。じゃあ、先ほど森満委員も言われたんですが、それに対して1,368万を会費として払って、実際の実績として災害に遭った人たちの支払いはどれぐらいあったんでしょう。

○委員長（永山伸一）平成26年度実績がありましたよね。

○市民課長（榊 順一）平成26年度の実績を申し上げます。平成26年度は掛け金の総額が1,308万9,500円でございます。見舞金の対象者としては、77件ございまして、637万円が支払われております。これについては、事故をされてから2年間の請求期間がございますので、その年度にあった分とは限らないということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一）それでは、委員会資料の4ページをお開きください。マイナンバーの通知カードの受領及びマイナンバーカードの交付申請等の状況について御説明を申し上げます。

表が三つございますけど、上のⅠの表でございますが、全て今のところ平成28年2月29日現在で記録したものでございまして、通知カード返戻・交付等の件数については、まず12月時点で送付した世帯が4万6,418通、世帯に相当します。郵便局から市に返戻されたものが4,350通で、送付全体の9.3%、返戻されたうち受領済みが3,066通、未受領が1,284通、1,284世帯が未受領となっております。これは全体の世帯の2.7%となっております。

それから返戻された通知カードの市での保管期間は3カ月間程度となっております、12月までに返戻されたものは平成28年3月31日までと総務省のほうから通知をされているところです。未受領の世帯には、はがきでの受領案内を初め、住所地に住んでいるかなどの住民実態調査、施設等の入所者の状況調査、さらに電話による受領案内をしております、現在、保管の期限も迫っていることから、再度のはがきでの受領案内を行ったところでございます。できる限り受領していただくよう、手を尽くしているところでございます。

なお、現在、保管期間については、3月31日までなんですけれども、さらに3カ月程度延長して保管をして、受領に対応していきたいというような考えているところでございます。

次に、Ⅱのマイナンバーカード交付申請の状況、その下の表のⅢの作成されたマイナンバーカードの市への到着状況及びその下の4のマイナンバーカードの交付状況について説明をいたします。

これも2月29日現在でございまして、総申請枚数は、Ⅱのこの表の合計欄6,100枚で、作成されたものは、その下のⅢの表の合計欄3,224枚となっております。この表で申請者受付済み、それから発行準備中などこう記載してございますけれども、これは委任機関の地方公共団体情報システム機構での作業工程をあらわしたものでございます。申請者に交付した枚数は、そ

の下のⅣの数字になります832枚となっておりますところでございます。

それで先週、3月11日現在で再度集計をとりましたので、これから申し上げます。通知カードの未受領については1,268通でございます。マイナンバーカードの申請枚数は6,716枚となっております。本市に届いたマイナンバーカードは4,420枚、実際に窓口で交付が済んだものは1,472枚ということになっております。

次に、マイナンバーカードが市に到着しましてから窓口で交付するまでの流れを説明いたしますと、カードを検品いたしまして、交付前の設定を行った後、申請者に対して交付通知書を発送して、住所地の本庁・支所窓口に出向いていただいて受け取りをしていただいているところでございます。

マイナンバーカードの交付は、ことしの1月27日から始めまして、本庁では毎月第4日曜日も交付を行っているところで、2月28日に1回交付をいたしまして、3月27日に、また日曜日にあける考えでおります。

それからマイナンバーカードの利用のコンビニ交付については、先ほど部長からも話がありましたように、2月1日から利用開始したところで、現在、有効期限のある住基カードとともに御利用いただいているところでございます。

以上で、マイナンバーの通知カードの受領及びマイナンバーカード交付申請等の状況についての説明を終わります。

引き続き、5ページ、6ページの住民票の写しと本人通知制度について御説明を申し上げます。この制度については、一応導入する方針であるということで説明をするものでございます。

まず、1の「本人通知制度とは」についてでございますが、この制度は住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人の代理人、本人以外の個人、法人、弁護士とか司法書士等の八士業の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して証明書を交付した事実を郵送により通知する制度でございます。この制度を実施することにより、不正請求の早期発見や抑止効果が期待できるとともに、不正取得による個人の権利侵害の防止を図ろうとするものでございます。

この制度の導入のきっかけは、ここにはちょっと記載してございませんけど、次のようなことで

ございます。

不正に取得された住民票の写しや戸籍謄抄本が差別、人権侵害を含むさまざまな犯罪等に用いられている事例が続き、身分を偽って不正に請求申請するもののほか、弁護士や行政書士が手を貸しているものなどがあり、平成23年11月には愛知県で司法書士等が職務上請求の不正請求をして逮捕された、いわゆるプライム事件というのがありました。この事件は発覚を逃れるため、本人通知制度を実施している自治体を避けていたことが、その後の新聞等の記事で確認されており、本人以外による住民票の写し、戸籍が取得された場合、本人に通知を行う制度の導入が全国の自治体で広がってきたということでございます。

今回のこの制度導入に当たっては、現行の戸籍住民基本台帳システムの機能を活用してスタートする考えであるため予算計上はしていないところでございます。

次に、2の「この制度を利用するのは」についてですが、あらかじめ本人通知制度の登録が必要となります。制度のイメージはここに図に示したとおりでございます。

3の事前登録の対象者は、本市に住民登録がある方、本市に本籍のある方となります。この制度が利用できるのは登録された方に限るので、同一の戸籍住民票に記載のある方でも登録がなければ対象とならないということとしております。

4の事前登録の期間は、3年間で予定しているところでございます。

5の対象となる証明書は、住民票の写し、住民票の記載事項証明書等ここに記載したものを予定しております。

6の本人通知に記載される事項については、本人の代理人や本人以外の第三者に証明書を交付した場合の通知内容についてですが、交付年月日、交付した証明書の種類、交付通知数、それから請求者の種別、代理人であるか代理人以外であるかになります。

交付請求者の住所氏名等については、通知はされません。

また住民票関係では、同一世帯からの請求、戸籍関係では同一戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系卑属もしくは直系尊属もしくは直系卑属からの請求、国または地方公共団体の公

用請求、それから自動交付機、コンビニ交付等で交付されたものについては、通知の対象としてないところでございます。

6ページの7の運用予定についてでございますけれども、現在、平成28年10月1日からというふうに考えております。

8の県内の状況、制度の種別については、県内では鹿児島市、霧島市など5市1町が実施されており、全ての団体が事前登録型となつてまいります。全国的にも事前登録型が多いようでございます。

なお、事前登録型本人通知制度のほかに、不正請求があった場合に通知をする告知型本人通知制度というのがございます。

以上で、住民票の写し等の本人通知制度についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）** 済みません。今の本人通知制度について、この目的がそのまま不正請求の早期発見や抑止効果ができる、または権利の侵害を防止するということなんですが。この6番の通知内容について、その交付の請求者の氏名、住所等が通知されないという部分がちょっと何か理解できないんですけども、この説明をお願いします。

**○委員長（永山伸一）** 6ページの上段のところですね。

**○市民課長（榑 順一）** これについては、情報開示を次の段階でしていただくということになります。

**○委員長（永山伸一）** もう少し具体的にお願いできませんか。

**○市民課長（榑 順一）** 交付請求者の氏名、住所は通知されないということで、これも個人情報保護法の範囲の中でやっている部分でございます。一応、相手の住所、氏名は今の段階では公表してないということで、このような取り扱いをしております。ここに不服が生じると、先ほど言いました情報開示というような手続をとっていただくということになります。

以上です。

**○委員（森満 晃）** その通知はしますが、それについて、通知された側がこれはどうしても何か

問題があると認識した場合にそういう請求ができるということですかね。それでよろしいですか。

○委員長（永山伸一） 課長、よろしいですか。

○市民課長（榊 順一） はい、委員がおっしゃったそのとおりでございます。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。井上議員、簡潔をお願いします。

○議員（井上勝博） 四つあるんですが。一つはマイナンバーは、通知カードが本人に渡らない場合が出てくるということで、その場合の不利益というのはどういうものがあるかと。

それから二つ目、マイナンバーカードを、これから普及していくわけですけど。実際、国会で審議の中で、DVDを借りにいったら、お店の人にマイナンバーを見せてくれと言われたということで、そういう不正もあるわけです。このマイナンバーは本人に一生ついて回るわけですね。このマイナンバーが民間によって収集されているという場合には、どのような不利益が考えられるかと。

それから三つ目に、本人通知の問題は、自衛隊適齢者名簿については入らないと思うんですが、入るのかどうか確認したいのと、それからなぜ入らないのかと。例えばですよ、これ本人が申請するわけですから、どんなところからその住民票を引き出されているのかというのは本人は知る権利があるんじゃないかなと思うんですね。そこが一つ疑問。

四つ目に、コンビニの交付については対象とならないということなんですけど、コンビニ交付で例えば不正に引き出されると、住民票取られるということは考えられないんだろうかと。この四つをお尋ねしたいと思います。

○委員長（永山伸一） 井上議員、4ページにマイナンバーカード利用のコンビニ交付について平成28年2月1日から利用を開始としてあるんですけど、そのことじゃないの。であれば、3点、とりあえずお願いします。

○市民課長（榊 順一） まず1点目の通知カードが本人に渡らない場合の不利益はということですから、これは通知カードが渡らなくても、通知については国が行っておりまして、以前の質

問の中でもあったと思うんですけども、窓口で例えば通知カードがなくても、忘れたりした場合でも、一応、職員のほうできちんと記載がされるというようなことですので、不利益はないというふうに思っております。

それから、2番目の個人番号カードのマイナンバーの収集については、民間が収集することですけれども、番号法の中ではそういった収集ができないというふうなことでなっていると思いますので、きちんと法律にのっとった形での収集しかできないということとなります。

それから、コンビニ交付 ― 自衛隊のほうは、ちょっと後でよろしいでしょうか。コンビニ交付、の中で、マイナンバーカードを持った方も住基カードを持った方についても、コンビニ交付では番号入りの住民票とか取ることができます。これは、やはり番号法の中で、これは取得できるというのがちゃんと決まっておりますので、本人がきちんとその手続によって取得するというようなことですので、他人が個人のものを取得するというのは想定していないということでございます。

自衛隊関連については、グループ長が答弁いたします。

○主幹兼住民グループ長（坂元久徳） 自衛隊の団員募集の名簿については、個人番号のほうは載せておりません。

以上です。

○議員（井上勝博） 1番目の通知カードが本人に渡らない場合、本人が個人番号を知らないという場合に、役所では確かにそういうことで答弁されてたんですが。マル優制度を利用する場合にやっぱり通知しなくちゃいけないとか、若干そういう、これは行政との関係だけじゃなくて、そういう金融関係とかで、ないとマル優を利用できないとかそういうのがあるみたいなんですよね。これは、どうなっているのかというのが、市のほうでは把握はできてないということですか。

○市民課長（榊 順一） その件は、わかりかねますが、通知カードについては市民課の職務として、できるだけ未受領の方に届けたいということと考えております。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。  
以上で、市民課の審査を終わります。  
ここで休憩します。

～～～～～～～～～  
午前１１時４７分休憩  
～～～～～～～～～  
午前１１時４９分開議  
～～～～～～～～～

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次に、市民健康課の審査を行います。

△議案第６１号 平成２７年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第６１号平成２７年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書の２１ページをお開きください。

４款１項１目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費では、国家公務員に関する法律等の一部改正に伴う本市給与に関する条例等の一部改正にあわせて人件費を補正要求するものであります。  
事項、地域医療対策費では、国民健康保険事業特別会計繰入金の増額分を調整するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の補足説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第６７号 平成２７年度薩摩川内市

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第６７号平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題とします。

補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書の９６ページをお開きください。

議案第６７号平成２７年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございます。歳入については、繰入金を増額し、歳出については、国家公務員に係る一般職員の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準じて職員の給与改定経費を措置する必要があります。

次に、９７ページをお開きください。本案の内容でございますが、今回の補正予算は、第１条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０３万９、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ９億３、７９８万円としようとするものでございます。

ここで補正予算内容について歳出から御説明いたしますので、１０３ページをお開きください。

１款１項総務管理費１目一般管理費では、国家公務員に関する法律の一部改正に伴う本市給与に関する条例等の一部改正にあわせて人件費を補正要求するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、前に返っていただきまして１０２ページをお開きください。７款１項１目一般会計繰入金については、国民健康保険事業特別会計繰入金の増額分を調整するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の補足説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで休憩します。再開はおおむね１３時いたします。

~~~~~

午前１１時５３分休憩

~~~~~

午後 ０時５９分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第７０号 平成２８年薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第７０号平成２８年薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、市民健康課の当初予算の概要について御説明させていただきたいと思います。当初予算の概要の４７ページをお開きいただきたいと思います。

４７ページから市民健康課の分でございますが、まず中段でございます。生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実におきまして周産期医療の運営事業を計上させていただいております。これは、済生会川内病院が周産期医療センターとして認定されているというようなこと等もございまして、運営補助金として１，０００万円計上させていただいております。

次に、その下でございます川内看護専門学校運営支援事業ということで、看護学校としましては北薩地域初の全日制レギュラーコースを新設するというものでございまして、予定としましては平成３１年４月の開校予定でございます。そのよう

なこと等から、今後、募集停止等を行っていく関係もございまして、運営が非常に厳しくなるというような状況がございます。学費の値上げ、あるいは医師会のほうでは基金の全額取り崩しというような形で対応しても１億を超える赤が出るというようなこと等もございまして、この制度が完結するまでの間、市としても財政支援を行いたいということで、当該年度１，０００万円を計上させていただいたところでございます。

なお、専門課程は廃止しますが、準看の高等課程につきましては、現時点ではまだ継続するというようなことで伺っているところでございます。

次に、４８ページでございますが、救急医療体制支援事業におきましては一番下でございます。

高度医療機器整備補助金としまして、市内の二次救急医療機関でございます済生会川内病院に対しまして、高度医療機器、これはMRIでございます。これは平成１８年度に導入した部分でございます。もう既に１０年経過するというようなこと等もございまして、耐用年数もう超えて使ってらっしゃるということで更新をされるというようなことがございまして、今回、高度医療機器整備補助金要綱に基づきまして補助をしたいということで、５，０００万計上させていただいております。総体では９，５２６万２，０００円の計上でございます。

次の鹿島診療所の医師確保対策事業から４９ページの画像遠隔までは、国保直診特会の事業でございます。国保直診特会におきましては１０億８００万円を計上させていただいております。昨年度に比べ４，８２３万円の増となったところでございます。

次に、５０ページの上段でございます。がん検診事業、これにつきましては乳がん検診を個別検診も可能としたいということで受診率アップを考えたところでございます。

ただ、３０歳代の乳がんにつきましては廃止したいということで考えております。これは平成２３年度から実施しておりますが、５年間で延べ３，９１０人、受診いただきましたが、そのうち２人が見つかったと。数値の２人ということは、いいのか悪いのかという問題は抜きにしまして、０．０５％というような状況でございますので、本市としましては、国の指針に基づきまして受診し

やすい体制づくりを整えながら受診率の向上に努めたいというふうに考えたところでございます。

次に、５１ページをお開きください。最下段でございます。感染症予防事業（子育て関連分）ということで、本年度から定期予防接種以外のロタウイルスあるいはおたふくかぜ等の予防接種費用の一部を助成するというを今回新たに計上させていただきます。

次に、５２ページ中ほどでございます。子育て支援強化事業ということで、ここににつきましては丸の四つ目でございます。産後ケア事業、これにつきましては、現在、市外の病院への委託をかけているところでございますが、市内の病院でも可能になったというようなこと等で、医師会の御理解をいただいたということもございまして、本年度は産後ケア事業も市内の病院でも可能とするということで計上をさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、市民健康課の概要の説明を終わらせていただきますが、この後、予算の内容につきましては市民健康課長のほうで説明させていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一） 当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子） 議案第７０号平成２８年度一般会計予算の市民健康課に係る予算の説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

平成２８年度薩摩川内市一般会計予算に関する説明書の８３ページから８５ページの上段までとなりますが、内容につきましては別冊の平成２８年度薩摩川内市各会計予算調書で説明いたしますので、１２８ページをお開きください。

４款１項１目保健衛生総務費では、事項、保健衛生一般管理費は一般職員の職員給与費、歯科医療体制の支援等に係る経費で、事業費２億７７２万６、０００円をお願いしております。経費の主な内容は、予防接種健康被害調査委員会委員１１人の報酬、市民健康課及び各支所の一般職員計２９名分の職員給与費、歯科医院休日当番事業補助金であります。

次の下の段、事項、予防接種事故救済措置費は予防接種法に基づく救済措置に係る経費で、事業費は５９０万７、０００円をお願いしております。

経費の主な内容は、扶助費の一人分であります。

次に、１２９ページをお開きください。事項、診療所管理費の事業費は、１２０万２、０００円をお願いしております。川内地域に所在する５カ所の診療所の管理及び運営に係る経費です。主な経費は、管理医への報償費であります。

次に下の段、事項、巡回診療事業費の事業費は９４万８、０００円で、県が事業主体として実施していただいている甑島地域における眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の特定診療科の巡回診療に係る経費を措置しております。主な経費としましては、医師等の謝金や県への事業負担金であります。

次に、１３０ページをお開きください。事項、保健対策推進事業費の事業費は、１９０万２、０００円をお願いしております。健康づくりの普及、啓発を促進するための協議会及び適切な食生活を実施するための食生活改善推進員等に係る活動等に係る経費であります。経費の主な内容は、研修会への出会謝金であります。

次に下の段、事項地域医療対策費の事業費は、４億７、９５０万円をお願いしております。経費の主な内容ですが、在宅当番医制運営委託など、一次救急及び高度医療機器整備補助金、救急医療施設等運営補助金など、救急医療体制の維持充実に図る施策のほか、甑島地域の医療従事者等確保対策として甑島地域医療従事者等奨学金貸与金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金をお願いしております。

次に、１３１ページをお開きください。４款１項２目保健センター管理費では、事項、すこやかふれあいプラザ管理費の事業費は、１、３１８万９、０００円をお願いしております。内容は、すこやかふれあいプラザの維持管理運営に係る経費であります。経費の主な内容は、すこやかふれあいプラザ管理人３人分の報酬、館内清掃業務委託及び修繕料などであります。

次に下の段、事項、保健センター管理費の事業費は、１、７８５万６、０００円をお願いしております。樋脇、入来、東郷、祁答院、上甑の保健センター及び下甑健康管理センターの維持管理に係る経費であります。経費の主な内容は、樋脇保健センター浄化槽維持管理業務委託などであります。

次に、１３２ページをお開きください。４款１項３目保健指導費では、事項、保健指導費の事

業費 604万4,000円をお願いしております。保健事業に係る健康管理システム及び研修等の経費であります。経費の主な内容は、健康管理システム保守管理業務委託、健康管理システム賃借料であります。

次に下の段、事項、母子保健事業の事業費は、1億3,951万9,000円をお願いしております。3から4カ月の健康診査を初めとする各種母子保健事業に係る経費であります。経費の主な内容は、健康診査等医師及び歯科医師報酬204人分の報酬、妊婦・乳幼児健診業務委託等不妊不育治療費助成金などであります。

次に、133ページをお開きください。事項、健康増進事業費の事業費は1億2,811万8,000円をお願いしております。各種がん検診の事業に係る経費であります。経費の主な内容は、行政事務嘱託員一人分の報酬、各種がん検診委託などであります。

ここで、乳がん検診について市民福祉委員会資料で説明いたします。9ページをお開きください。

乳がん検診につきましては、平成23年度から対象年齢を30歳以上に引き下げてまいりました。5年間の実績については、先ほど部長も申し上げましたが、受診者数3,910人、平成27年12月現在でがん発見者数は二人です。平成28年2月4日、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正において、30歳代の女性については、この指針に規定する乳がん検診の対象にはならないが、罹患率が上昇傾向にあることを踏まえ、自己検診の重要性について指導を行うこととされました。

また、国のがん対策推進基本計画において、市町村が行うがん検診については、科学的根拠に基づく正しいがん検診の実施と受診向上を推奨しております。このことから、市単独で実施していた30歳代の乳がん検診は国の指針に合わせて廃止し、乳がんに関する正しい知識及び乳がん自己検診の方法について普及、啓発してまいります。また、がん検診受診者の利便性を図るために、今回、平成28年度より医療機関でも乳がん検診を実施できるように拡充するものです。

次に、予算調書に戻っていただきまして、133ページの下の段をごらんください。4款1項4目予防費では、事項、感染等予防費の事業

費は2億6,420万6,000円をお願いしております。麻しんや風しんを初めとする各感染症の予防対策に係る経費であります。経費の主な内容は、看護師、業務嘱託員二人の報酬、麻しん・風しん混合ワクチン、ポリオ等のワクチンの購入、成人用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン定期予防接種等委託と風しんワクチン等接種など、及び平成28年度より任意接種であるロタウイルス・おたくふくかぜワクチン接種補助金を拡充するものが主なものであります。

ロタウイルスワクチンは、2種類のワクチンがあり、一人当たり2回か3回接種することとなっております。また、おたくふくかぜワクチンは2回接種で、補助率は2種類とも2分の1を予定しております。詳細は、市民福祉委員会資料の12ページをごらんください。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく予算調書の28ページをお開きください。13款2項2目衛生費負担金では、予算額125万円ですが、未熟児養育医療負担金であります。14款1項3目衛生使用料は、予算額71万2,000円で、すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センターの施設使用料並びに電柱・自動販売機設置に伴う行政財産使用料であります。

次に、15款2項3目衛生費補助金は680万円であります。これは、母子保健衛生費等補助金及び乳がん、子宮がん及び大腸がんの検診に係る疾病の予防対策事業費等補助金であります。

次に、16款1項2目衛生費負担金は、340万円であります。これは、未熟児養育医療費に係る県負担金であります。

16款2項3目衛生費補助金では、1,269万1,000円であります。これは、離島地域不妊治療支援事業費補助金、産後ケア推進事業補助金、予防接種健康被害調査委員会補助金、予防接種事故救済補助金、健康増進事業費補助金、地域自殺対策緊急強化事業補助金、離島地域出産支援事業補助金、共同利用型病院運営事業補助金などあります。

次に、16款3項3目衛生費委託金では、18万7,000円で、県から権限移譲されております理学療法士等の免許申請事務に係る県委託金であります。

次に、17款1項1目土地建物貸付収入では、3万3,000円で、自動販売機設置に伴う対価料であります。

21款3項1目貸付金元利収入では、3万2,000円で、医療福祉従事者奨学資金貸付金に係る元利収入であります。

次に、29ページをお開きください。21款5項4目雑入では、2万円であります。これは、母子保健事業に伴う健康教室など実費徴収によるものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、恐れ入りますが、各会計予算書、予算に関する説明書の9ページをお開きください。第3表の債務負担行為、下から2番目、甌島地域医療従事者等奨学資金貸与事業は、2名分の平成31年度までの債務負担行為を設定させていただいております。

以上で市民健康課に係る一般会計歳入歳出の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 乳がん検診が30歳からの分を40歳にまた引き上げたというんですかね。仕方がないのかと思うんですが、一番、乳がんは自分で見つけれられるがんと言われてますから、30歳代を省くわけですから、そのあたりはどのような啓発をしていられるのか。そこが大事なのかなと思うんです。検診をしない分、自分でしっかりと管理ができたらいいかなと思いますので、そのあたりしっかりしていただきたいということと、今、どう考えておられるか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 先ほども説明いたしましたけれども、乳がんの自己検査法等がありますので、そちらのほうを広報等を使いながら普及していくのと、相良病院の先生をお願いして、乳がんの自己検査法の方法と一緒に学んでいただきたいということで健康教育のほうを予定しております。

以上です。

○委員（中島由美子） 相良病院の先生ということなので、大変専門の方に来ていただけるということですから、しっかりと30歳代の方で見つかったのが0.05%ということなので仕方がないと理解しますので、しっかり健康教育のほうをして

いただきたいと思います。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○委員（上野一誠） 今、医療体制という意味では、薩摩川内市も非常に医療現場が大変な状況にあるというのは、るるお聞きしながら議会も勉強しようと思ってるんですが。今回、川内看護専門学校運営補助という形で新たにレギュラーコース全日制、これは3年コースですかね、つくると。今までは準看を経て、準看を持った人たちがさらなる高看、5年かかるのを、これを今度は3年に入っていくという意味で、生徒の確保という意味では、より選択肢というか、そうなるのかなと期待もできるわけです。

今、定員募集を少しお伺いすると、準看の中でも40人に対して10人くらいしか募集が入っていないんだというような話も聞くんですが。今後、全日制の3年コースが、一応、当該年度1,000万という形で部長がちょっと言ったんですが、赤字が続く中で医師会が非常に苦勞されて、基金が底をつくような状態になってるんですけど。今後の運営によっては、補助のあり方というのは、これは5年間という捉え方でいいんですかね、補助は1,000万。そうしたときに、この運営の状況によってはこの1,000万にこだわるというか、そういうことにはならないと。厳しい状況があれば、さらにこれには支援体制を深めていくという考えがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○市民福祉部長（春田修一） 今回は1,000万ということで、この根拠にしましては、先ほど若干申し上げましたが、医師会のほうでも入学金を6万円上げられるというふうに聞いております。そして、6,800万円基金がある分を全部投入するということでしたときに、私どものほうに最初試算が出たときには35人の学生が申し込みをしていただいた場合にとんとなんになるというような計算をされております。そうしたときに、5年間で約1億円を超える額が出たので、市としては毎年1,000万ずつ2分の1という形で試算をしたところでございます。

ただ、上野委員おっしゃいますように、今現在、1次募集を終わった時点で、準看のほうも高等科のほうも非常に定数を割ってるというような状況と聞いております。そうしますと、今後、赤字幅というのが大きくなるというのは当然出てくるか

と思っておりますので、それについては現時点では5年間全部フルに募集が済んだ時点の、満杯になったときまでの平成32年度までを現在計画しておりますが、状況を見ながら、そこについては検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○委員（上野一誠） 川内看護専門学校の卒業生の職場というのが、非常に地域に就職するというか、そういう形が根強いので、こういう看護師を育てる意味では、しっかりと行政も応援できるところはしていかなきゃいけないんだと思うんです。きょう初めての御提案なので、そのニュアンスを5年間1,000万でずっとやってしまうと指針が変わってくるので、そういう考え方で今確認をしたというふうに思います。

だから、今のような状態で、果たして全日制が35人という確保ができてとんとんということになれば、さらなる対策も必要なのかなと思いがら。我々も委員長含めて三者医療協議会とか医師会とかいろいろ参加をさせていただく中で、医療現場の実態というのは、はっきり申し上げて、小児医療から緊急から含めてコンビニ受診から含めて、いろんな課題があるんだというのは理解をしているところです。

しっかりと、薩摩川内の医療体制を含めて苦労はあると思うんですけど、また医師会は医師会の御苦労の中に、行政がどう市民のための支援策を図るかというのは、大きな課題を残しながら向かい合っていないかん。財政等もありますので。それは、ぜひ一つ、状況に応じてはそれなりの判断が必要なのかなということは理解をしていると思います。

それともう一点ですが、地域医療構想というのが今あると思うんです。国はベッドを減らせと。在宅に変えて行けというような中で、医師会の先生方が在宅をしたときの対応というのは、果たしてやれるかやれないかということも非常に懸念されると思うんだけど、これはどういうに動いていくと思いますか。

○市民福祉部長（春田修一） まず、看護学校の分につきましては、上野委員おっしゃいますように、今の実績で8割以上が市内の病院に勤務されるというような状況等がございまして、この分につきましては、私ども市内の定着率ということを

第一義的に考えていきたいと思っておりますので、この運営補助金だけではなくて、より定着率が高まるようなことも今後考えていく必要があるのではないかと考えておまして、今後、状況を見ながら、また十分行政としても検討を進めてまいりたいと思っております。

それと地域医療構想でございしますが、これにつきましては国のほうが病床再編を考えております。急性期とか慢性期とか回復期とか四つの部分を考えておまして、それらに仕分けをすることによって、今の医療体制、医療費の高騰を抑えられないかというような考え方でございます。これにつきましては、本県の場合に約1万床の減というような部分が国の試算で出ております。それに基づいて、今、県のほうで委員会をつくりながら、いろんな構想を取りまとめつつございます。全体的には県全体で県のほうがされてるんですが、各保険医療圏におきまして現在2回ほど意見交換という形で地域の意見を聞くような状況になっております。県としましては、国が一つのシミュレーションをつくってまして、試算をする部分がございまして、それに基づいて削減と申しますか、医療ベッドの区分、更新をしようという形でしております。

ただ、県の言い方では、これは強制的なものではなくて、一つの指針であると、目標であるというような言い方で、強制力はないというふうに言われておられます。

ただ、北薩の医療圏の中では、出水と薩摩郡と、それと薩摩川内市の中で懇話会をさせていただいてるんですが、そこの中でも高齢者が多いということ、それと、一人暮らし老人が多いということ等から考えたときに、慢性期を削減することについては非常に無理があるのではないかと。介護と申しますか、在宅での限界点を上げられない状況があるのではないかとというようなこと等で意見は出されておりますが、あとは県のほうがそこを踏まえてどういうふうにされるかというような状況を見守るしかないというような状況でございます。

ただ、私どもも市長が委員という形で、実質は副市長が参加させていただいておりますが、医師会と一緒にしながら、今、申しました本市の実情は訴えて、意見として上げているところでござ

います。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博）乳がん検診を30歳に引き下げるといことで、5年間で3,910人、年間で782人検診されている。検診自体は、非常に女性にとってみれば大変苦痛であるというふうに聞いている分にもかかわらず、多くの方が検診されていたわけで、がん発見者は二人とはいえ、やっぱり命が繋がったっていう人もいたんじゃないのかと。30代でがんで亡くなるということになると、お子さんがいたりして家族が本当に大変なことになるということを私も経験しておりますので、30歳に引き下げるといことについてはどうなのかなと。これによって予算がどれだけ削るといことになるのか。本当にそれだけの、予算との関係で30歳に引き下げるといことが本当によかったのかどうかということについて、ちょっと伺いたいんですけど。

○委員長（永山伸一）井上議員、質問の仕方をもうちょっと。30歳に引き下げのんじゃなくて、30歳までに引き下げたのを40歳に引き上げるという、今、提案なんですかね。

○議員（井上勝博）そのことによって予算がどうなるのか。

○市民健康課長（檜垣淳子）30歳代の検診を廃止するということなんですけれども、それは国も示してるんですが、30歳では乳腺が非常に発達してまして、なかなか検診自体に合わないっていう部分もあって、国の場合は発症率はだんだん多くなってきているけれどもという言葉で示してありますけれども。そういうものもあって、偽陽性・偽陰性っていう偽りの陽性だったりとか陰性だったりとかしたときに、それを検診として判断したときに本当にそれでいいのかどうかという部分が非常に疑問が残るっていうところで、国のほうは30歳代の乳がん検診は全国的には行わないっていう方針を示しておりますので、その部分は理解していただければと思います。

あと、予算的なものは、今度40歳代の医療機関受診を進めてまいりますので、予算的なものは

プラスマイナスゼロという形で考えております。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第81号 平成28年度薩摩川内市
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第81号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題とします。補足説明をお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、議案第81号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について御説明いたします。

今回は市民福祉委員会資料で説明させていただきますので、市民福祉委員会資料の10ページをお開きください。表の下側の歳出から説明させていただきます。

歳出の一番上、総務費は診療所の管理運営に関する経費で、一般職39人及び嘱託職36人、その他臨時職員など人件費や施設の維持補修費、医師の資質向上のための研究、研修の経費などがあります。平成28年度は6億4,547万1,000円で、前年度比較では3,554万8,000円の増額となっております。うち人件費は5億3,803万円で、歳出合計の約53.4%を占めております。増額の主な要因は、下販手打診療所の瀬戸上医師が任期付職員の採用等に関する条例により平成27年度限りで5年間の満了となることから、後任医師について平成28年度中に医師一人分を計上したものであるものとあります。

次に、医療費であります。これは医療機器の更新費用や検査業務等の委託費用及び医薬品の購入費用、入院患者の給食費用などがあります。平成28年度は3億4,882万4,000円で、前年度比較では1,329万円の増額となっております。前年度に比べ、増額の主な要因は、臨床検査や廃棄物処理の委託料など医療用消耗機材費が89万9,000円、各診療所の医療用機械器具の購入や保守点検の委託料など医療機械器具費が397万4,000円、医薬材料費が878万円増

額となったことによるものであります。

次に、公債費であります。これは起債の償還のための費用であります。平成28年度は1,070万5,000円で、前年度比較では60万8,000円の減額となっております。

次の予備費は、緊急的な対応のための費用で、前年度と同額の300万円を措置しております。

次に歳入であります。表の下側になります。

[「表の上だよ」と呼ぶ者あり]

○市民健康課長（檜垣淳子） ごめんなさい。上側になります。主なものを説明いたします。

まず、診療収入は5億4,855万5,000円を見込んでおり、前年度比較では1,197万1,000円の減額となっております。

次に、5行目の繰入金ですが、4億4,890万8,000円で、前年度比較では6,043万9,000円の増額となっております。内訳としましては、国保事業から繰り入れが8,959万円で、5,239万9,000円の増額、一般会計からの繰入金が3億5,931万8,000円で、804万円の増額となっております。平成28年度の予算規模は10億800万円で、前年度比較では4,823万円の増額となっております。

次に、平成28年度の主な事業について御説明申し上げますので、11ページをお開きください。甑島の診療所において、医師及び看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっておりますが、資料①、②のとおり、鹿島診療所の医師や代診医を確保する経費を1,966万8,000円、また③は手打診療所の診療業務を支援する経費として1,260万円を計上しております。

また、関連事業としまして、下の段になりますが、参考にありますように、一般会計において、甑島地域における医療福祉専門職を確保するため、医療従事者の資格取得を目指す学生に奨学資金を貸与する甑島地域診療所医療従事者等確保事業、また新たに本土地域における医療従事者の確保として川内看護専門学校運営支援などを措置しております。

別冊の予算調書につきましては、歳入が328ページから335ページにかけて、歳出が336ページから340ページにかけて、事業の内容、経費の主な内容を記載してございます。

事業概要については、別冊の当初予算概要の

48ページの下段、鹿島診療所医師確保事業から49ページの下段、画像遠隔読影事業まで掲載しておりますので御参照ください。

以上で、平成28年度薩摩川内市国民健康保険直接診療施設勘定特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 国民健康保険直営診療施設勘定特別会計についてですけれども、人口は減少していくと同時に、へき地の診療収入も減っていく。そしてまた、同時に、受診率は高くなって、医療費に係るコストが多くなれば、そうすると今後繰入金も考えていかなきゃなりませんけれども、将来的にこの辺はどうなっていくんでしょう。人口増が見込めない中で対応をとっていかなきゃなりませんし、また一方で職員の給与も年齢とともに上がっていきます。ここにいろいろ対応していかなきゃなりませんけれども、これについてのまず考え方、方針等がありましたら御説明いただきたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一） 繰入金につきましては、今、福田委員おっしゃいますように、平成26年度に3億を実績で突破したところでございます。平成27、平成28、いずれも3億5,000万の当初予算比較で3億を超える形になったところでございます。

一方、私どもも島内の医療費がどういうふうに流れているのかということで、国保だけでございます。国保が中心でございますので、国保のレセプトを1年間ずっと拾ってみました。その結果、医療費ベースで見ますと、旧4村で島内が約2割5分、島外に7割5分というような状況です。かつ、今度は人数で見ますと、大体フィフティ・フィフティ。若干、島内のほうが55%、島外が45%というような結果が国保で出たところでございます。

一方、ドクターもですが、看護師も募集をかけてもなかなか応募がない。かつ奨学金制度を昨年10万円計上させていただきましたが、これに対しても平成27年度応募がないというような状況でございまして。収入は減る、ドクター・スタッフはなかなか集まらないということを考えますと、

今後このままの体制維持ができるのかということ
は非常に難しいというような思いを持っております。
そういうこともございまして、平成27年度
は診療所の再編というようなこと等で、地域の方
々にも御説明をさせていただいたんですが、余
りにも平成28年の4月からというようなことで、
急々であったというようなこと等で、地域のコン
センサスが得られずに、先生を再度募集をかけて
応募してもらい、期限つきでというような形で収
束は図ったところでございます。

ただ、さっき申しましたように、甑の医療につ
いては、まず入院施設はどうしても整えてないとい
けないだろうというふうに考えております。その
ためにどういうふうな形でドクター・スタッフの
軽減を図るのかということを考えながら、今後
運営していかなければ、悪い言葉なんですけど、総
倒れになる可能性もあるんじゃないかというふう
な思いは持っておりますので。今、甑はひとつ推
進協議会の中でも提言が出ると聞いておりますの
で、その提言を受けながら、甑島の状況等も説明
しながら、よりよい終着点を見つけていければと
いうふうには考えているところでございます。

○委員（福田俊一郎） 厳しい状況の中であつてもやはり今後、今、部長が言われたように、入院施設がある、そういう診療所の継続をしていかなきゃなりませんし、いわば歳入をいかに図っていくかということになってくれば、繰り入れ以外ないんですよ。そうしたときに、今後まだまだふえる繰り入れについてどういう財源対策を措置していくかということなんですけど、将来的にも厳しい状況が見えるわけですが。これは一般会計等の繰入金はふやしていかざるを得ないというふうに認識していいですか。

○市民福祉部長（春田修一） 今回、診療報酬改定がございまして、実質的なマイナスになりましたので、私どももそこを期待しているところ――特に、薬価の場合は6%を超えるような改正がございましたので、その部分で、薬価の購入部分については若干プラス要因が出てくるのかなと思っております。

それと、今、市民健康課のほうと話をしておりますのは、ジェネリック医薬品を国が8割というような目標を立てておりますので、島民の理解も得ながら、まずはドクターの理解を得ながらジェ

ネリック医薬品への部分がどうなのかということも考えていかないといけないだろうというふうにはしております。

ただ、上甑もどっちかという満床のような状態でございます。というのは、島外に出てらっしゃっても、ついの住みかというわけではないんですが、どうしても最期は生まれ在所でというようなこと等もございまして、島内に入院したいという方もかなりいらっしゃるという部分はございます。最近の方ですが。

そのあたりをどういうふうに考えていくかだろうとは思っておりますが、入院患者が減るということもございませんので、それからすると、苦しい言い方になるんですが、一般財源の投入と。ジェネリック医薬品の導入率を上げたにしても、絶対的な人件費とか薬剤費が下がるわけではございませんので、そうしますと、どうしても一般財源に頼らざるを得ないというような状況があるというふうには考えているところです。

ただ、ことし、予算を見ていただきますと、事業繰入金という形で、これは国保特会からなんですけど、国のほうが調整交付金でへき地診療所の赤字補填分という形で交付金を出す分でございますが、これが約5,000万ほど上がってきておりまして、平成27年度も補正予算を組まさせていただきました。そこがあるので、予算が5,000万に収まったと。これが、もし5,000万アップがなければ、本年度は4億を超えてたんじゃないのかと。当初予算では。そういう状況がございまして、このあたりも島民の方にも十分説明をしながら、今後、甑の医療を守るためにはどうあるべきかということも問題提起をしていかないと、つり天井みたいな形で一般会計の投入というのはなかなか難しいのではないかという思いは持っております。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

○委員（上野一誠） 今に関連するんですけども、このたび甑のあいう再編の中で御提案をされて、時間がないうちになかなか島民から大反発を食らったという一つの中で、最後は落ち着くところで瀬戸上先生に再度多少の雇用のかかわりは違うとはいえ、そういう方になった。

私は、反省ではあるけども、島民の皆さん方にとっても、一つの甑医療というのが、逆にそれだ

け住民説明会をされて、そして今ある現状を訴えられながらやられたことは、私はそれなりに島民の皆さん方が自分たちの今の医療体制はどうあるということを、認識というか、そういう課題をしつかりと聞く機会というか、我々市が考えるいい機会にはなったというふうに思ってます、個人的に。

あなた方も副市長やら説明して、ひょっこり、市長がくると変えていくような形に今回だったので、それは「あんた方、何のために説明に行ったのか」と。「当局内においてどういう調整をしたの」っていうのが——本来、我々委員会でもそういう説明を受けながら、結果的にそのことが全く無視された形になっているので、そういう姿勢というか、提案の仕方というのは慎重性を欠く、トップと部署が考えが違うままにぶつけてきたと。そういうふうに思いたくはないんだけど。市長があそこへ行って、どういう議論になって、ああいうあれしたかわからんけど。市長は市長の考えがあるんだけど。そういう意味では島民を巻き込み、また行政不信感を抱いた結果になったことは事実なので、いろんな苦労はあると思うんだけど、今、部長言われたように、ポイントを言ったから、今後のそういうものはしっかり取りまとめをして、そういう形でどうあるべきかは、ある程度の橋がかかったからどうこうということを市長も言ってるので、できるだけそういう動かない方向性を決めて、島民の皆さんの理解を得るようにぜひ一つ努力はしていただきたいと。また、そうあってほしいというふうに思いますので、これは意見要望として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。ほかにございませんか。

〔「ありません」という者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（井上勝博）診療収入の減なんです、これは先ほど診療報酬のマイナス改定によるものもあるっていうふうに、私はそれ聞いたんですけど。確認なんですけど、これはそういう通院の方が少なくなったということによるものなのか。それとも診療報酬の改定なのか。その辺の割合はどうなのかということをお尋ねしたいんですけど。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御質問

でございますが、今回の当初予算の診療報酬の減につきましては、今までの実績をもとにした推計でございます。診療報酬は反映しておりません。今後、財政的な一般会計からの繰出金を考えたときに、平成28年度からの診療報酬の改定があるので、その分は若干ストックが残っていますというような意味でお答えさせていただいた部分でございます。これは人口減、そして外来者の減ということに伴う診療報酬の減を見込んだところでございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

では、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。当局から説明ありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）ありません。

○委員長（永山伸一）では、市民健康課所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時53分休憩

~~~~~

午後1時57分開議

～～～～～～～～

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次に、保険年金課の審査を行います。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算、保険年金課分について御説明申し上げます。

今回の補正は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正にあわせて人件費を補正要求するものであります。

歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の17ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費8万3,000円の増額補正及び21ページの4款1項5目国民健康保険対策費の72万7,000円の増額補正について、今回の補正理由によるものであります。

以上で、一般会計補正予算（第8回）に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしくお願します。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内

市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、保険年金課の当初予算の概要について御説明させていただきますので、予算の概要の53ページをお開きください。53ページ上段からでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金におきましては丸の二つ目でございますが、法定外分としまして、赤字補填として一般会計から、昨年と同様2億5,000万円を法定外繰り出しという形で計上させていただきますいております。

次の中段でございます後期高齢者医療コンビニ収納事業、これにつきましては住民の利便性向上のためコンビニ収納の導入を図ろうとするものでございます。これにつきましては、平成28年度にシステムを改修いたしまして、平成29年度からコンビニでも収納ができるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

次に、54ページの最下段でございます。国民健康保険事業から次の55ページの中段までは、国民健康保険事業特別会計に関する事業でございます。国保特会につきましては総額で140億5,700万円を計上させていただきます。この分につきましては、保険財政共同安定化拠出金の増によりまして、前年度より2億7,000万円の増となったところでございます。

次に、55ページの最下段でございます。後期高齢者医療事業、これは後期高齢者医療事業特別会計の部分でございます。11億4,972万円を計上させていただきます。県の連合会の納付金の減によりまして、対前年度比で約243万円の減となったところでございます。

なお、平成28、平成29年度の保険料率等の改定がさきの連合議会で議決されたところでございまして、これにつきましては市民福祉委員会資料の中でも掲載させておりますが、所得割は9.32%あった部分が9.97%ということ、0.65%の増となっておりますが、均等割及び賦課限度額の変更はなされてないところでございます。

以上、保険年金課の当初予算の概要の説明を終わらせていただきますが、予算の詳細につきましては、この後、保険年金課長のほうで説明させていただきますと思います。

○委員長（永山伸一）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち保険年金課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますが、事業内容は予算調書により説明させていただきたいと思いますので、予算調書134ページをお開きください。134ページの上段であります。事項、国民年金事務費については、国民年金事務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員2名の給与費、臨時職員に係る賃金などの人件費と老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者移動処理及び相談業務などに要する事務経費であります。

次に、下の段になります。事項、国民健康保険対策費については、国民健康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員1名の報酬、一般職員16人の給与費等の人件費及び国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業特別会計繰出金等であります。

なお、繰出金は法令等で定められた法定繰出金8億4,659万円と国民健康保険事業特別会計の財政支援分として法定外繰出金2億5,000万円を計上しております。

次に、予算調書の135ページをお開きください。事項、後期高齢者医療対策費においては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、長寿健診委託料、広域連合負担金並びに保険基盤安定分の後期高齢者医療事業特別会計への繰出金などを計上しております。

なお、先ほど部長からもありましたが、新規事業として、市民の利便性の向上のため平成29年度からコンビニ収納の導入を図るための準備経費を計上しております。負担金及び補助金については、広域連合への負担金として事務に係る共通経費分480万4,000円、保険給付に係る共通経費分3,015万6,000円並びに給付費の法定負担分12億7,165万4,000円や人間ドック等の補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書の30ページをお開きください。

1行目の15款1項2目衛生費負担金では、予算額9,300万円を計上しております。主なもの

は、節、国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険被保険者の経費軽減措置に対する国の負担分であります。

次に、15款3項2目民生費委託金では、予算額1,978万8,000円を計上しております。これは、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金であります。国が設定する基準額により人件費と物件費で算定しております。

次に、16款1項2目衛生費負担金では、予算額6億7,375万5,000円を計上しております。主なものは、節、国民健康保険医療費助成費負担金3億6,075万円で、これは国民健康保険被保険者の軽減措置に対する県の負担分であり、また、節、後期高齢者医療助成費負担金3億1,000万5,000円は、後期高齢者被保険者の軽減措置に対する県の負担分であります。

次に、21款5項4目雑入では、予算額3,207万9,000円を計上しております。主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金であります。

次に、債務負担行為の設定について説明いたしますので、予算書の9ページをお開きください。保険年金課分は、一番下の段のほうです。長寿健診受診券作成等業務委託で、検診事業者との日程調整により早期に受診券を発送する必要があるため、100万円を限度として設定するものです。

次に、委員会資料、保険年金課分は別冊になっておりますが、別冊1の1ページをお開きください。まず、1の国民健康保険特別会計への財政支援については、先ほどの説明の中で申し上げましたが、国保運営の安定を図るために、財政支援として、前年と同様2億5,000万円の法定外繰出金を計上いたしました。法定繰出金の明細については御参照いただきたいと思います。

以上で、一般会計予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第８０号 平成２８年度薩摩川内市
国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第８０号平成
２８年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予
算を議題とします。補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第
８０号平成２８年度薩摩川内市国民健康保険事業
特別会計予算について説明いたします。

予算書は３２５ページから３６６ページ、予算
調書は３０３ページから３２７ページになります。

なお、保険年金課の各特別会計につきましては、
費目が多岐にわたり、予算書では多ページになり
ますので、説明用として市民福祉委員会資料別冊
１に取りまとめてあります。主に別冊１の資料を
使って説明させていただきますので、御了承いた
だきたいと存じます。国民健康保険事業特別会計
につきましては、委員会資料別冊１の２ページ以
降になります。

また、歳入の国民健康保険税の関係につきまし
ては、税務課から説明させていただきますので、
よろしくお願いします。

それでは、予算内容について御説明申し上げま
す。まず、歳出から主なものについて説明させて
いただきますので、別冊１の４ページをお開きく
ださい。

１款１項総務管理費は、高齢受給証と郵送料や
保険証等発送業務委託料等の委託料、国保連合会
への負担金及び広報共同事業負担金等が主なもの
でございます。

次の１款２項徴税費は、納付書等の郵送料やコ
ンビニ収納用の納税通知書作成等の委託業務委託
料が主なものであります。

次の１款３項運営協議会費は、国保運営協議会
の委員報酬及び旅費であります。

次に、２款１項療養諸費は、疾病、負傷等及び
コルセット、はり・きゅう等の費用に対する保険
者負担分及び審査事務委託料に係る手数料であり
ます。

次の２款２項高額療養費は、一部負担金が高額
となった場合、一定を超える額分が支給される高

額療養費と前年８月から本年７月までの１年間の
医療保険及び介護保険の自己負担の合計額につい
て一定額を超える部分が払い戻される高額介護
合算療養費を計上しております。

次の２款３項葬祭諸費は葬祭に係る補助金を、
次の４項移送費は離島等からの患者搬送のために
要した経費の補助を、次の５項出産育児諸費につ
いては出産育児一時金と、その支払手数料を計上
しております。

次に、３款１項後期高齢者支援金拠出金は、後
期高齢者医療制度に係る医療費の４割相当分を被
保険者数に応じて各保険者が負担する支援金とそ
れに対する事務費負担分で、支払基金に支払うも
のであります。

次に、４款１項前期高齢者納付金は、６５歳か
ら７４歳までの前期高齢者の保険者間の偏在によ
る負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入
数に応じて費用負担を調整するものであり、本市
負担分の納付金と事務費分を計上しており、支払
基金に支払うものであります。

続きまして、５ページをお願いします。

５款１項老人保健拠出金は、老人保健医療費の
精算に係る事務費負担金分で、支払基金に支払う
ものです。

次に、６款１項介護納付金は、介護保険第２号
被保険者に係る保険者負担分で、支払基金に支払
うものです。

次に、７款１項共同事業拠出金は、高額医療の
多発による国保財政への影響を緩和するため、
８０万円以上を都道府県間で、１万円以上８０万
円未満を県内市町村間で調整するもので、国保連
合会へ拠出するものであります。

次に、８款１項特定健診保健指導事業費は、保
健指導業務嘱託員４名及び特定健診等業務嘱託員
１名の報酬等人件費のほか、特定健診委託料等を
計上しております。平成２８年度におきましても、
治療中のもののデータを医療機関から提供しても
らう特定健診情報提供事業のほか、事業所健診受
診者から情報を提供いただく事業所健診データ収
集事業などに取り組むこととしております。

次の８款２項１目疾病予防費では、診療報酬明
細書磁気テープ作成業務委託や人間・脳ドック、
温泉保養補助に要する経費を計上しております。

続きまして、６ページにかけまして、４目医療

費適正化特別対策事業では、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、医療費適正化業務嘱託員1名、保健師業務嘱託員1名の配置に係る報酬のほか、医療費通知に係る経費、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等業務委託などの経費を計上しております。

次の3項1目早期介入保健指導事業費は、市民健康課に執行委託を行い実施しているもので、糖尿病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次に、9款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子相当分の積立基金になります。

次に、11款1項償還金及び還付加算金は、過年度の税等過誤納金の払戻金や国庫支出金等精算返納金などであります。

次の11款2項1目直営診療施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直営診療所の運営に係る赤字補填分として交付された調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものであります。

次の2目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

以上が歳出になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前に帰っていただき、2ページをお開きください。

まず、税務課から国保税等の説明の後、引き続き保険年金課分を説明させていただきます。

それでは、税務課から説明いたします。

○税務課長（山口秀昭） 税務課でございます。本特別会計の歳入に係る国民健康保険税について御説明いたします。

国民健康保険税は、国保事業の健全な運営を確保するための重要な財源として国保税条例に基づき課税しているものであります。

一番上の1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援分と40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護給付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分、合わせて15億7,864万9,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分の現年課税分と滞納繰越分、

合わせて8,530万円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料1項手数料2目の督促手数料は、国保税未納者に対する督促手数料の納付見込み額を100万円計上いたしております。本年2月末現在の世帯数は1万5,876所帯で、本市世帯数の約35%、被保険者数は2万4,501人で、本市人口の約25%となっております。

以上で、歳入に係る国民健康保険税関係の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（西田光寛） 引き続きまして、保険年金課に係る歳入について説明いたします。

3款1項国庫負担金は、療養給付金等に係る国庫負担分であります。

次の3款2項国庫補助金は、国庫から支出される財政調整交付金で、普通調整交付金と特殊要因に対して交付される特別調整交付金があります。特別調整交付金の内容は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分に係る療養給付費等に対し交付されるものであります。

次に、5款1項前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費について保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者の加入数等に応じて交付されるものであります。

次に、6款1項県負担金は、国庫負担金と同様に療養給付費等に係る県負担分であります。

次に、7款1項共同事業交付金は、80万円を超える高額な医療費の発生に対して都道府県間で調整が行われる共同事業交付金と、1件1円以上80万円未満の医療費について都道府県内で調整が行われる保険財政共同安定化事業交付金であり、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため交付されるものであります。

次に、8款1項財産運用収入は、国民健康保険基金の利子であります。

次に、9款1項他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金として保険基金盤安定繰入金6億500万円、財政安定化支援事業繰入金2億1,359万円、出産育児一時金に係る繰入金として2,800万円を計上し、またその他繰入金として同事業への財政支援のために法定外繰入として

2億5,000万円を計上しております。

次に、10款1項繰越金は、医療費の前年度分の実績見込みが少なかったことによる療養給付費が本年度へ繰り越しされたもの、また一般被保険者に係る前年度分の実績見込みが少なかったことにより本年度へ繰り越されたものであります。

次に、11款諸収入3項雑入では、交通事故等の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また健康教室等の参加者負担金を計上しております。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、予算書の329ページをお開きください。債務負担行為については、コンビニ収納に伴う国民健康保険税納税通知書作成等業務委託において、平成28年度について限度額300万円を設定しておりますが、これは契約期間が年度をまたがるために設定をするものであります。国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託は、健診事業者との日程調整により早期に受診券を発送する必要があるため、155万円を限度として設定するものです。

続きまして、制度改正等の概要について説明させていただきます。市民福祉委員会資料別冊1に戻っていただき、7ページをお開きください。

まず、1、平成28年度国民健康保険制度の改正等について説明させていただきます。

(1) 国民健康保険税の改正について、賦課限度額の引き上げでございます。平成28年度においては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分の限度額超過世帯割合のバランスを考慮しまして、医療分2万円、後期高齢者支援金等分2万円の計4万円を引き上げ、最高限度額を89万円とする内容であります。

次の(2)低所得者に係る保険税軽減の拡充では、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ軽減判定所得の見直しをするもので、軽減判定所得について5割軽減と2割軽減を見直そうとするもので、現行5割軽減基準額は、基礎控除額に26万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じたものを加算しており、同様に2割軽減基準額では、同様に47万円を乗じたものを加算しております。この26万円と47万円の金額を26万5,000円と48万円にそれぞれ

引き上げ、対象者数を拡大しようとするものであります。

続きまして、8ページをお願いします。

2として、平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業計画として12ページまで掲載しております。本計画は、平成28年度の国民健康保険事業推進のための計画で、先に開催しました国民健康保険運営協議会に報告し、承認をいただいたものであります。

内容の詳細については、御参照いただきたいと存じますが、簡単に概要を説明させていただきます。

1、基本方針では、現在の国民健康保険事業を取り巻く状況と今後の運営方針を説明してあります。

次に、2、具体的な対応策について。

(1) 収納率向上対策の推進による歳入の確保では、収納率の目標を現年度91%、滞納繰越分を13%としており、目標達成のための施策を実施していくこととしております。

続きまして、9ページをごらんください。

(2) 一般会計からの繰り入れによる財政支援として、先ほど予算説明の中で説明した内容を記載してございます。

(3) 被保険者適用の適正化の推進では、従来方針を継続して実施することとしており、(4) 医療費適正化対策の推進では、従来方針を踏まえジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保健指導に生かす取り組みを行うこととしております。

次の10ページをお開きいただき、8、保健事業の実施の中で、平成25年度から実施しております(3)重症化予防事業を平成28年度も継続して実施し、さらに(4)でCKD予防ネットワークの構築とありますように、慢性腎臓病の重症化を予防するための病診連携を運用していくための枠組みを構築していきたいと考えております。

次に、11ページの(5)特定健診・特定保健指導の推進については、第2期特定健康診査等実施計画を平成25年度改定させていただいたところではありますが、これをもとに平成29年度に特定健診・特定保健指導とも目標を60%として、これを達成するための取り組みを平成28年度も実施していくこととしており、特定健診未受診者

に対する事業所健診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

次の12ページ、(6)国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進については、従来方針を継続していくこととしております。

続きまして、13ページから39ページまで薩摩川内市データヘルス計画について掲載しております。

13ページは、本計画の骨子を図示してあります。

今回お示した薩摩川内市データヘルス計画は、14ページ下段にあるように、全ての健康保険組合に対してレセプトデータの分析や特定健診の結果等に基づいた保険加入者の健康維持増進のための事業計画を定め、その上で事業実施・評価等に取り組むことが平成25年に閣議決定された日本再興戦略に規定されたために策定したものであります。

簡単に申し上げますと、生活習慣を起因とした疾病による医療費の割合が大きいため、各保険者のレセプトデータを分析し、今後さらに重症化していくと思われる方に対してドクターや保健師等から指導を行い、重症化を未然に防止し、医療費の増大を防ぐことを目的とした計画となっております。計画期間は、平成29年度までの3年間としておりますのは、これは本市における第2期特定健診等実施計画の計画期間と合わせたものとなっております。

まず、本計画は主に国保中央会が作成したKDBシステム、国保データシステムに保有されている平成24年度以降のレセプトデータをもとに集計しておりますことを申し添えます。

それでは、データを分析した本市の状況について説明いたしますので、16ページをごらんください。

上の右の表、薩摩川内市の国民健康保険加入者の状況ですが、65歳以上が40.2%を占め、高齢化が進んでおります。また、下段の表、健康寿命と平均寿命の差から見ても、男性で14.7年、女性で20.1年は何らかの支援や介護などが必要となり、高齢になるにつれQOL、生活の質が低下する期間が長いことがわかります。

17ページ下段をごらんください。医療費の割合を大分類で調査した結果です。生活習慣による

影響が大きいと考えられる疾病が、がんなどの新生物、糖尿病などの内分泌、栄養及び代謝疾患、高血圧による心疾患、脳卒中などの循環器系の疾患の分類ですが、これらがいずれも高い傾向にあります。

続いて、18ページ下段にあるように、これらを詳細に見ていくと、総医療費の中で生活習慣病の割合は41%となっており、これらの医療費の内訳は32.7%が高血圧症、25.7%が糖尿病となっていることがわかりました。ここで、がんについては「いきいき健康さつませんだい 薩摩川内市健康づくり計画」において対策を講じているため、本計画における生活習慣病はがんを対象疾患から除いております。

めくっていただきまして、19ページ上段をごらんください。一人当たりの医療費を国、県、同規模自治体と比較しましたところ、本市は突出して高額であり、医療機関受診率も高い傾向にあることがわかりました。

次の20ページでレセプトの分析をしたところ、高額レセプトを費用額30万円以上のものと定義した上で分析をしました。その結果、レセプト件数は3.4%、費用額では39.2%がそれに該当いたしました。このうち28%が生活習慣病に起因するものであることがわかりました。

さらに、保険年金課が所有する被保険者の情報として特定健診受診結果があります。これらの資料が下段以降に記載してありますが、特定健診の有所見者を国の平均と比較した表が22ページになります。

クレアチニン、尿酸、血糖が顕著に高い状況にあることがわかりました。下は男女別の分析となっております。

次の23ページ下段において、特定健診の受診者と未受診者との生活習慣病治療にかかっている費用についての比較をしたところ、健診未受診者が2万8,310円、健診受診者が1万2,549円であり、健診受診者は自己の健康状態を知り、生活習慣改善や医療機関受診による早期治療に努めていることが推測され、重症化予防につながっている傾向にあることがわかりました。

続きまして、24ページは介護保険に関する分析ですが、65歳以上の人口のうち、要支援・要介護認定を受けているものも国、県、同規模と比

較して、本市は高い傾向にあり、25ページ上段では、それらの方の7割以上が心臓病を、6割以上の方が高血圧を有しており、これも生活習慣に関連していることがわかりました。そこで本市の課題を下段に記載してありますように、課題1、生活習慣に関連した疾患の発症、重症化。課題2、医療費の増加と設定いたしました。これらの改善を図るために、27ページ上段に、短期目標として、生活習慣改善、運動普及、検診による早期発見と早期治療など5項目に取り組み、中期目標として、生活習慣に起因する疾患の重症化予防として高血圧症コントロール不良者の減少など、10項目の実施、最終的には、要介護者の減少、健康寿命延伸、医療費適正化、安全な医療受診行動の確立を目指していくこととしました。

具体的な対策は、表の右側、1、栄養・運動指導の実施強化、2、特定健診受診率向上対策、3、特定保健指導終了率の向上対策、4、生活習慣病重症化予防対策、5、ジェネリック医薬品の普及対策、6、重複・頻回受診者への対策に取り組むことにしております。

詳細としましては27ページから39ページに記載してございますので、お目通しいただきたいと思います。

これらの取り組みを実施することにしておりますが、これらは、保険年金課、市民健康課、高齢・介護福祉課で既に実施している事業であり、新規の事業ではございません。取り組みの効果等についての検証、見直しを毎年実施することにより有効性のある保健事業として実施し、被保険者の健康寿命の延伸に寄与していきたいと思っております。

以上で、薩摩川内市データヘルス計画の説明を終わり、長くなりましたが、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） これは、今、総務部長もいるけど、事業の執行について。

職員が交通事故をした、その対応をどうするか、それで100%市が悪い。先ほど税務課長がこの収納に係る説明をしました。昨年度の一つの中で、ここの関係は大体6月ぐらいで暫定的なものを出

して、後半で一応当たり前の更正をかけた納付書を送るというのが原因でそういう流れになるんですけど。私も市民から相談を受けて、税務課長にはおつなぎをして対応はいただいたんですが。要するに畜産農家が所得——これは所得はここに直接関係がありますので、その所得分を入れないままに、通知を送って、追徴金が50万とか何十万、これが12件あると。

それについて、担当レベルのお詫びの仕方、市長名の公文は出すんですけども、担当レベルの中で説明に行ってお詫びをする。やっぱりその行き方は、私は誠意がないと思うし、しっかりとやはり市の核たる人たちが誠意を持って説明、お詫びをするべきだと思います。それが逆に言えば、軽く見てるんじゃないか。担当者レベルの。軽く見た対応をしているのではないかというのが、そういう行為をされた人にとって思われるわけです。ですから、そういう意味では、やっぱり間違いはあるんです、やっていく以上は。それは僕はどうかというのではなく、やっぱりそういうときの対応というものはやっぱり誠意のある対応をしていただかないと行政不信を招く、信頼に欠けるということはあるるので、これは税関係だけでなく、これからいろんな角度でマイナスのいろんなものが、これは行政が悪かったなということはいっぱい出てくると思うので。そういうものは職員の意識改革を図って、やっぱりこういう場合はどう対応すべきかということを、担当あるいは課長を含めて、その部署を含めて、そのあり方を十分議論しながら、一つ一つ真剣に向かい合っていくという姿勢を持っていかないと、やはり行政の信頼は得られないと。

だから、当然、その後、議会議員のほうにもばんばん一つ一つ来る分というのは多いので。そのために我々是对応しなきゃいかんし、言わんでいいことまで言わないかん部分がいっぱい出るの。そういうことを執行に当たっては、どの課も一つ、今あえて税務課を例えに言いましたけど、そういうことが起こる場合にはぜひ一つそういうことについての対応のあり方を、前の民生委員の問題でもあったんですけど、いろんなことがありました。その対応の仕方は非常に言われるので、ぜひ一つ新たな28年度が100%うまくまた。好んでやろうと思わないわけだから、そういう意味では十

分そういうところを、起こった後の対応というのを十分またお考えになって、経験として十分やっていただきたいということを、意見、要望として、全庁にまたがる意見ですから、ぜひ一つ努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（永山伸一）一例として国保税の徴収でそういうことがあったということですね。

○委員（上野一誠）１２件ありました。やっぱりそういった追徴が来て、怒り心頭ですので、やっぱりそういうことはよくない。計算ミスでそういうことをやって、やっぱり行くんだったら、しっかりとそれなりの方々が出向いて行って、誠意を持った対応をするべきだというようなことを。

○委員長（永山伸一）意見、要望ということですよ。何かありますか。

○市民福祉部長（春田修一）今、国保税の関係で例を申されましたが、市全体の部分にかかわる部分でございます。

私どもの市民福祉部のほうにおきましても、納付書とか、あるいはいろんな手続の関係で市民の方からお叱りを受ける部分があります。これについては、担当レベルということではなくて、私も含めまして誠実な対応をするように今後進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員による質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第８３号平成２８年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第８３号平成２８年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計について説明いたします。

予算書は４３０ページから４４３ページ、予算調書は３７２ページから３７４ページになりますが、説明は市民福祉委員会資料別冊１で説明させていただきます。

まず、歳出から説明いたしますので４０ページをお開きください。下の段の表をごらんください。

１款２項１目徴収費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。次の２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で受け入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものであります。次の４款１項１目、保険料還付金は、前年度の保険料の還付金等に係るものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。上の表をごらんください。

１款１項後期高齢者医療保険料では、特別徴収４億９、４７６万６、０００円と普通徴収２億３、６４２万８、０００円を計上しております。後期高齢者医療被保険者の約７０％が特別徴収で約３０％が普通徴収となっております。

次に、４款１項２目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため、繰入金として繰り入れるものであります。

次に、６款１項１目延滞金は、過年度保険料の延滞金。６款２項１目保険料還付金は、前年度の保険料還付金として広域連合から受け入れるものであります。

続きまして、４１ページをごらんください。

後期高齢者医療制度の改正について御説明いたします。

先ほど部長からもありましたが、１、平成２８、２９年度保険料率等改定についてでございます。

広域連合では２年ごとに保険料の改定をすることとしており、本年度は平成２８、２９年度の改定時期となっております。先日開催されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会定例会で審

議され、新たな保険料が議決されましたので報告いたします。

まず、均等割、賦課限度額について変更はありませんでした。所得割について、9.32%から9.97%に0.65%の増となりました。増額の理由としましては、高齢者の人口増加による一人当たりの保険給付額の増加、医療の高度化による一人当たり保険給付費の増、平成29年度からの消費税の引き上げなどの要因によりやむなく引き上げることとなりました。これにより一人当たりの年間平均保険料は4万9,370円となり、旧保険料と比較しますと1,356円の増となりましたが、均等割を引き上げなかったことで被保険者の約7割を超える軽減特例を受けている低所得者層への影響はありません。

2、平成28年度からの主な改正点について。

(1) 診療報酬改定率マイナス1.03%、(2) 後期高齢者負担率10.99%、(3) 賦課限度額は据え置きで変更はなし。(4) 軽減対象の拡充は、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準の見直しについて、国民健康保険の中で説明しました内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

3、平成28、29年度保険料率算定についての考え方でございますが、(1) 軽減特例の見直しについて。現在の軽減特例については、平成28年度までとし、平成29年度からは原則本則に戻すこととしておりますが、激減緩和対策措置の具体的な見直し内容が未定であり、今後検討されることとしております。内容等がわかりました場合には、また委員会のほうで報告させていただきたいと考えております。

(2) 保険給付費の伸び率につきましては、これまでの実績に診療報酬の改定率及び消費税の引き上げ等を加味し、それぞれの年度の伸び率となっております。

(3) 余剰金の活用、(4) 財政安定化基金の活用、(5) 被保険者の推計については記載のとおりでございますが、余剰金や基金を活用し、保険料の上昇を抑えた形になっております。

4、保険料引き上げとなった要因については、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計について説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう

お願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） これは、私も県の総会の広域連合の委員でありますもので、十分議論をしてきて内容はよくわかっております。

一応、予定保険料の収納率ということからすると、平成28年度は消費税率のアップ影響を加味して、平成28年度は0.5、平成29年度は2.4の伸びとしたという形になっていますので、この激減緩和措置というのは、ちょっと流れが少し僕はあまりつかめてないんですけど、どういう形で実際は示されていくのか、見直しがまだ現時点では未定となっているんですけど、その動向というのはどういう形でなっているのか、少し教えてくださいませんか。

○主幹兼高齢者医療グループ長（山元 茂）

そもそも激減緩和措置といいますのは、後期高齢者医療の法の中では、本来、軽減は2割、5割、7割という本則でございます。その中で、制度移行のときに、御本人または扶養者の方が国保から移行した場合に、今の2割、5割、7割の軽減以上に負担をさせないように、8.5割、9割という時限法がそこで出されたわけですが、それが単年度ですと続いてきているものが激減緩和措置の内容となっております。

そこには一つの例で9割軽減というのが入っているのですが、動向につきましては、答えに多分ならないと思いますけれども、今、上野委員が言われたとおり、広域連合で言われた中身と特に変わりはないんですけど、今現在、平成28年度については、これまでの軽減措置を継続する。平成29年については、詳細についてはまだ決まっていないという答え以上は答えできない状態でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

では、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。説明がありますか。

○保険年金課長（西田光寛）所管事務につきましては、42ページに、定期で報告させていただいております国保と後期高齢者医療の短期被保険者証と資格証明書の交付状況を記載してありますのでお目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。再会はおおむね15時10分とします。

~~~~~

午後2時54分休憩

~~~~~

午後3時10分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次に、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

#### △審査日程の順序変更について

○委員長（永山伸一）ここで皆様方にお諮りいたします。

審査日程についてですが、当初、請願第1号の審査は、課の最後のところで予定していたんですけれども、紹介議員の御都合により、最初にしていただきたいという申し出がございましたが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）それでは、そのようにいたします。

〔紹介議員着席〕

---

△請願第1号 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書

○委員長（永山伸一）では、まず、請願第1号 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書を議題といたします。

請願文書表については、配付してありますので、朗読を省略いたします。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、佯議員に説明を求めます。

○議員（佃 昌樹）改めてこんにちは。委員の方には、長時間御苦労さんです。請願を出しましたので、よろしく審査方、お願いをいたしたいと思います。

それでは、座って説明します。

その前に、一応、資料として、薩摩川内市の高齢者団体活動支援要綱を皆さんにお配りしたいと思います。

○委員長（永山伸一）では、書記のほうで配付いたします。よろしいでしょうか。皆さん方。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）では、資料を書記のほうで配付いたします。

〔資料配付〕

○議員（佃 昌樹）今、配られた要綱について、ちょっとだけ説明をしたいと思いますが、平成22年に一応、高齢者団体に対する支援ということで請願をいたしました。その結果として、平成24年3月1日告示第107号として支援要綱ができ上がったところであります。



その支援要綱の中身としては、ほぼ、第2条の(1)、(2)が中心になってくると思いますが、(1)が「薩摩川内市高齢者クラブ連合会及び薩摩川内市高齢者クラブ連合会に加盟している単位高齢者クラブ」、(2)「市内に住所を有する会員の数が10名以上かつ総会員数における市内に住所を有する60歳以上の者の占める割合がおおむね4分の3以上であり、高齢者の健康増進及び介護予防に資する活動を行っている任意の団体」。したがって、高齢者団体は、ただいまこの二つということになります。

この二つの中で、活動の支援として第3条があって、第3条は「市は、認定を受けた高齢者団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、認定団体に対し、その活動が活発に行われるような必要な支援に努めるものとする」。これが大まかの支援要綱ということで、現実はいろいろな施設があります。この施設は、この要綱に沿って規則として使用料が決められていると、こういうことになります。

したがって、施設全体のそれぞれの施設の希望を出すとなると、大変な量になりますので、一応この支援要綱の見直しができれば、おのずと規則が変わっていくというそういった形になろうかと思っています。

そういったことで、この高齢者の活動支援要綱を皆さんに提示をいたしました。もとが変わらなければ、何も変わらないということになりますから、そのように御理解を願いたいと思います。

それから、具体的な請願第1号についてですが、内容と、それから私どもの主張と、一緒にもうお話を申し上げたいと思います。

第一として、今、これを出している社交ダンスサークルの「リンク川内」。これは、高齢者の健康増進、維持、医療費・介護費のお世話にならないということで始めたことでありまして、15年間のボランティア活動をやっております。年末には、薩摩川内市を初めとしたクリスマス社交ダンスパーティということを、ホテルオトリでやつたりもしております。

それから2番目ですが、提案公募型の補助金というのが四、五年前にありました。この四、五年前に提案公募型の補助金を50万円ずつ、2カ年間、このサークルはもらっていました。運営につ

いては、その50万円で会場費が足りたわけです。そのときに、会員が80名、90名、100名という会員に膨れ上がっていたんです。それが2年して、結局、補助金がなくなって会員からの徴収を始めました。そしたら会員が減ってきて、現在30名なんです。そういった実態があると。つまり、私も年金生活者ですが、年金の目減りが非常に大きいです。それをつくづく感じているだろうと思います。

それから3番目は、何とか経費を安くあげるためにということで、高齢者クラブ連合会へ受け入れてくれないかと。つまり高齢者クラブ連合会の一員となれば、全面的に会費が、使用料がなくなるということで相談をされたそうですが、残念ながら役員会で否決をされたと、こういう経緯もあるみたいです。

それから4番目ですが、高齢者クラブ連合会加入者と、それから任意団体との差別化、これは、一定程度差別化があるのは理解はしますということでありますが、かといって、全額免除と3割減免の差というのは、やっぱり大きいなというふうに感じていらっしゃるみたいです。

それから5番目ですが、年金者が多いため、活動の先細りがだんだん進んできていると、こういったこともうかがわれるということでもあります。

ちなみに、参考までとして、高齢者クラブ連合会に加入している方、高齢者クラブ連合会員は、全体の60歳以上が3万6,108人に対して、6,778人、率にして18.8%。そして任意団体、高齢者クラブに入っていない——例えば自治会の高齢者クラブに入っていない、そういった方々3,618人の中で、任意団体加入者は1,910人、つまり5.3%です。

この5.3%の人が、今回は、このサークルの名前で出してありますけど、絵画にしろ、美術にしろ、焼き物にしろ、それから音楽にしろ、いろんな団体の方々が活動をされていると。その際の負担が3割減免で7割負担ということになっているということで、できるだけ安いほうが、高齢者にとっては活動しやすいんじゃないかなということで、今回この請願を出した理由であります。

それぞれ予算も限られた中ではありますが、何とかしていかないと、介護費が約100億円、それから医療費が140億円、大体両方のいろんな

ものを合わすと250億円ぐらいこれがかかっているんで、できるだけ高齢者は、健康でびんびんやっころっといけるようなシステムづくりを、私たちの議会のほうとしても考えにやいかんのかな。行政もそういったことに意を用いるべきではないかなというふうに感じております。

そういった意味で、ぜひよろしく審査をしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

**○委員長（永山伸一）** ありがとうございます。

では、ここで、当局からは、補足説明等はございませんか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 今、佝議員のほうから若干説明がございましたけれども、3番目のところで、市高連のほうに御相談に行かれて、理事会等で否決されたという話がありましたけれども、これは、相談があつて否決したのではなくて、「高齢者クラブ連合会は、地域を主体とした活動です。ここのサークルさんについては、いろんな地域の方が集まっていられっしゃいますよね」というその辺の話をしたら、もうその後、相談がなかったということで、うちのほうは聞いておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。否決した形ではなっておりませんので、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（永山伸一）** わかりました。一部訂正があつたようです。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。紹介議員に対しての質疑等がございましたら、お願ひいたします。

**○委員（上野一誠）** 参考人は、御苦労さまです。

今、お話の中に、高齢者クラブ等、任意団体に対する取り扱いというのが、一方では、差別化、不公平ではないかという御意見ですが、問題提起はしていられっしゃるというふうには思ひます。

というのは、「リンク川内」だけではなくて、こういう任意団体に対する捉え方というのを、やはり高齢者クラブだけではなくて、もう少しそういう意味では、配慮をする必要があるんじゃないかということではあるんですが。一応、規約上等を含めたときに、今おっしゃるような趣旨をできるとするならば、この条項的に、今この要綱がありますよね。これは、市のほうも含めてです。条項をどう変えれば、これに対応できるのかと。

もしやるとしたときに、今この30%という実績が、具体的にどのぐらい、活動の実績というものが、全体の市全体として上がってきているものか、その辺をまず教えてくれませんか。参考人で答えられれば。

だから、この条項を変えてもらえれば、それに対応できるというふうな御認識も含めての御要望として理解していいか。あるいは、「リンク川内」だけではなくて、全体的なそういう任意団体に向けても配慮してくれという理解にしていいいか。

**○委員長（永山伸一）** なかなかそこは、難しいところですけどね。課長のほうでありますか。お願いします。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** この対象施設が、市の対象が10課、123施設ほどに及んでおります。その施設それぞれが減免規定等を設けております。

それでそれぞれの条例に基づいて減免という形ではなくて、その条例に基づく「市長が特に認めたもの」という部分で減免をしていて、この要綱に基づいたものを対象とするということにしております。

全部の回答をいただいていないものですから、なかなかわからないところがあるんですけども、高齢者クラブ連合会使用している施設については、そのうち60施設ほどで、年間で1,400件ほどでございます。

任意団体が使用している施設が――その全部の回答が来ていないので定かではございませんが、回答をいただいた中では27施設、3,369件の――これは平成26年度の実績でございます、使用をしていただいているところであります。

この紙を見ていただくとわかりますとおり、この要綱でも、3割減免とか、10割減免という形ではうたつてなくて、それぞれの施設条例に基づきます「市長が特に認めたもの」の中で、範囲の中で減免をしていただいているという形になっております。

以上でございます。

**○委員長（永山伸一）** 運用でやっていますよね。

**○委員（上野一誠）** 先ほど課長の答弁の中で、高齢者クラブの加入について、この「リンク川内」が御相談した背景を、若干訂正をされたんですけども、仮にそういう行動を再度起こされて

いくというのは、また加入的にできるんでしょうか、高齢者クラブの。議論はあるとして。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 市の高齢者クラブ連合会のほうに加入をしていただくというのは、可能であります。高齢者クラブ連合会のほうで説明しましたとおり、各地域での高齢者クラブ連合会は、各地域での活動を主としているという形になっていて、それぞれの地域において、子どもたちの見守りを朝晩やっていたりとか、されているようでございます。

その辺の趣旨を説明しましたところ、こちらの今度請願を出されたこの「リンク川内」さんについては、さまざまな地域の方々が登録をされているので、ちょっと趣旨に合わないよなということで手をおろされたということで聞いております。

以上です。

**○委員（上野一誠）** わかりました。

**○委員長（永山伸一）** また補足があれば、どうぞ。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それで、高齢者クラブの対応といたしましては、市高連のほう等は、代表者の方の地区等でクラブを設立されて、名前を登録されて、そちらの地区との活動も一緒にさせていただければ可能であるということで聞いております。

**○委員（上野一誠）** 紹介議員には、そういう形が今あられるようですけども、再度そのことを、また御検討をいただくというふうなあれはなかとでしょうか。

**○議員（佃 昌樹）** 例えば自治会加入、自治会加入の問題については、やはり自治会加入を勧めるんですが、どうしたって加入者がいないと。だからといって、じゃあ市のいろんな施策について差別化を図るのかといったら、そこはないわけがあります。

今度は、高齢者の方々が、地域の高齢者クラブに加入するといっても、いろいろ人間関係があったり、またはその活動に対しての意見の衝突があったり、そういったことで入らない人もいらっしゃいます。実は、私も高齢者ですが、入っていません。別に今のところ、そこまで考えていないというのが実態なんです。

恐らく入っていない人が、もう、そがわし2万人以上入っていない人がいるわけですが、今後、

そういった方々が、いろんな形の中で、どういふふうにして自分たちの高齢者の健康を維持するのか、極めて今後大きな問題になってくる可能性があるなというふうには思います。

ともかく、今回の請願については、一番下のほうには、高齢者団体の施設利用料を、今よりも減免率の緩和に向けて検討してもらいたいということで、幾らにせよということではありません。緩和に向けて検討していただいて方向性を出していただければというふうに、具体的なものがあれば一番いいんでしょうけれども、そういったことで要望をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（永山伸一）** ほかに。

**○委員（福田俊一郎）** 高齢者クラブをつくるのも、いろいろと条件があって、地域の高齢者クラブの立ち上げも大変なんですね。わずか10名でさえも大変だということで、いろんな制限があったり、いろんな条件がついたりする。

今、紹介議員の話を聞きますと、やはり「リンク川内」は、これまで健康に資するようなそういうことを、ずっと事業を長年やってきているようでありますし、その高齢者クラブに所属しなくても、実績のある団体については、先ほど課長が言われたように、施設使用料の減免等については、市長の裁量ということですので、その辺で検討していただければ円滑にいくんじゃないかなというふうに思いますので、検討中ということですので、そういう理解でいいんじゃないかなと思ったところ。

**○委員長（永山伸一）** ほかに御意見ございませんか。

**○委員（橋口博文）** 課長がさきに言われた、その高齢者クラブが今きちんとできているんですよ。今ここに書いてある高齢者クラブ連合会というものが。そこができてのに、例えてみたときにですよ、前、婦人会が二つあって、団体があって、予算の関係で相当もめたときがあったです、議会の中で。

そういうことやらを考えたりしたとき、この今の請願を出された方々が、できればその地域の老人会に加入をしていただいて、円満に薩摩川内市の会が進むようにしたほうが。そうしなければ、

今度はこれを認めたときに、この団体がたくさんこういうのができてきたとき、私は大変なことになるってきやせんかなというふうに思うわけですよ。

まあ反対じゃないのですけれども、そういうことを考えたときに、今後のこともやっぱり考えた高齢者クラブの連合会を中心とした、そしてみんなが元気で頑張っていただくということをやっていたほうが、よかせんかなというふうに私は考えるところです。

○委員長（永山伸一）ほかに紹介議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）それでは、質疑は尽きたと認めます。

紹介議員に対する質疑は、これで終了します。

佃議員には、本委員会に出席していただきまして、ありがとうございました。どうも御苦労さまでした。委員外議員は、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）ごめんなさい。済みません。

〔紹介議員退席〕

○委員長（永山伸一）それでは、質疑を終了し、討論採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）継続審査の声はありませんので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議……

○委員（上野一誠）一応採決に入っていますけど、捉え方としては、高齢者に対する配慮をしてくれということなんですよ。普通の若い人たちのサークルとかそういう捉え方じゃなくて、同じ高齢者が、高齢者クラブにはこうして、これにはこうじゃないかということなので、この使用料については幾らにせえということではなくて、当局としてもこのことの判断においては、可能というふうに認識しておいていいのかな。市長の一

応判断にもよるんでしょうけど。

○委員長（永山伸一）何とも言えないやろうね。

○委員（上野一誠）一応やっぱり配慮してくれという一つの趣旨の判断だから。

○委員長（永山伸一）そうなんです。

○委員（上野一誠）うん。もうそこを大きく包めば。

○委員長（永山伸一）要は、使用料の問題ですから、ここではないんです。

○委員（上野一誠）そういう捉え方をすれば。

○委員長（永山伸一）ここは、請願の趣旨を了とするか、しないかの判断でよろしいかと思います。

○委員（上野一誠）うん、そうだな。

○市民福祉部長（春田修一）私どもも、この部分について、ちょっと時系列的に調べさせてもらったところですが、先ほど、佃議員がおっしゃったように、平成22年に請願が出されて、採択されて、その後、3回の執行会議を経ながら、10割、3割という形でしたようです。

その中で、減免の中では、3割がどうなのかというような論議もされたというふうに聞いておまして、減免の影響、あるいは、ふさわしい減免割合を今後判断する必要があるというようなことで、3割というような結論を出したというような議事がございます。

今回の請願の趣旨であるように、心情とかそういう部分で、差別がされることはおかしいんじゃないのというような部分は、私どもも理解するところでございます。一方、高齢者クラブの加入というのが、総合計画の中でも、高齢者クラブの加入を促進しようというふうな形で、第一次でも、第二次でも、うたっているところでございまして、そこについては、やっぱり若干の差はつけざるを得ないだろうと思っております。

それと、もう一方、違った視点からすると、私どもは、介護予防ボランティア事業という形で、自治会の活動とか、地区コミの活動とか、そういう部分に参加したり、あるいはお手伝いをさせていただく方にポイントを差し上げるということで、そこは会員に、会員とかそういう部分、サークルとかいうのは、なしにしております。

この方が、平成27年度で、現在9,000人を超える方が登録をいただいているというようなこ

とで、老人クラブが6,000幾ら、この団体が、今登録しているだけで74団体ございますので、そこを合わせた部分が登録をされている、ボランティアには登録されている部分かなと思っているところでございますので。一方では公平性というか、そういう自治会活動とかそういう部分でも、行政としては支援を行っているという部分もございますので、そのあたりも、結論にはならないんですけども、そのあたりの状況もあるということ、今までの経緯とそういうボランティアという形で自治会活動に対しての支援という部分も、逆にしているということも参考にしていただければありがたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）再度いきます。

これより討論採決を再度行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本請願の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって本請願は採択すべきものと決定しました。

---

△議案第49号 薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第49号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第49号薩摩川内市高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりその2の49-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

議会資料で説明をいたしますので、議会資料の6ページをお開きください。上甕高齢者ふれあいセンターの廃止についてであります。

1の施設概要でございますけれども、上甕町瀬

上887番地82、平成5年に建築された鉄筋コンクリート造平屋建て、52.99平方メートルの建物であります。場所につきましては、7ページの位置図を御参照いただきたいと思います。

2、経緯及びスケジュールでございますけれども、高齢者のレクリエーション、生きがいづくりなどの相互親睦の場として設置された施設でありますけれども、利用がなく、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分けにおいて、処分財産とされた建物で、これまで地元の方々と協議を重ねた結果、理解をいただいたことから、当該施設を廃止するものでございます。

スケジュールにつきましては、記載のとおり平成28年4月1日で廃止予定でございます。

なお、廃止後につきましては、地元のほうでも利用しないかということでお話をさせていただいたんですけども、地元も活用はしないということでございましたので、解体を計画をしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員による質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないで認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第50号 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第50号薩摩

川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、議案第50号薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりその2の50-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明をいたしますので、議会資料の8ページをお開きください。

1、提案の理由でございますが、これまで介護認定審査会の委員の任期につきましては、2年となっておりましたけれども、介護保険法施行令の改正によりまして、2年を超え、3年以下の期間で、市町村条例で定めることができるとなりました。

よって、今回の条例改正は、委員の任期を3年とする条文を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（永山伸一）** 次に、議案第51号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** それでは、議案第51号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案つづりその2の51-1ページでございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

2の条例改正の概要をごらんいただきたいと思います。

左側が現行、右側が見直し後でございます。

これまで、小規模型及び療養型の通所介護につきましては、県の指定でございましたけれども、本年4月から、利用定員18人以下の小規模型通所介護と療養型通所介護が、地域密着型サービス、市の指定に移行することに伴い、条例改正をするものでございます。

小規模型のうち、県の指定のまま残る事業所が20事業所、地域密着型に移行するのが11事業所の予定でございます。療養型は、鹿児島市、出水市、伊佐市のみで、本市にはございません。

今回の改正に伴い、議会資料の下の米印にありますように、市において事業所の指定、監督や運営推進会議への参加など、新たな事務が追加されることになります。

以上で、議案第51号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** 説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。

**○委員（上野一誠）** 今のこれによって、介護3カ年計画のそれには、全く影響はないか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 保険料等、特に影響はございません。今までどおりでございます。

---

△議案第51号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

○委員（福田俊一郎）ちなみに、この３００人を超える大規模は、何施設ぐらい、何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）２０事業所、県の指定のまま残るとい形になりますので。

〔「２０」と呼ぶ者あり〕

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）はい。３３事業所、今までありまして。そのうち、２０が県のまま残ります。１１が市の指定になります。２事業所については、今のところ廃止予定ということで、県の調査では聞いております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第５２号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第５２号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、

議案第５２号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

議案つづりその２の５２－１ページでございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料の１０ページをお開きいただきたいと思います。

２の条例改正の概要をごらんいただきたいと思います。今回の改正については、二つであります。

まず、介護予防認知症対応型通所介護事業所について、運営推進会議を設置することが義務づけられたものでございます。

そしてもう一つは、当該事業所と同一建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行うように努めなければならないという努力義務が規定をされた、この二つでございます。

以上が、議案第５２号の改正でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま補足説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

まず、歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の18ページをお開きください。

3款2項老人福祉費の1目老人福祉総務費から、5目特別養護老人ホーム費の増額補正につきましては、人事院勧告に伴います増額分でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。9ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきましては、社会福祉協議会へ派遣している職員の人勧分に伴います増額分を、社会福祉協議会から受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第68号 平成27年度薩摩川内市  
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第68号平成27年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第68号平成27年度薩摩川内市介護保険事

業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。予算に関する説明書の116ページをお開きください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の増額補正につきましては、人勧に伴います増額でございます。

続きまして、歳入についてでございます。

112ページをお開きください。

1款1項1目第一号被保険者保険料から、115ページの9款1項1目一般会計繰入金の増額につきましても、同様、人事院勧告に伴います増額分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、当初予算の概要で説明させていただきたいと思います。



ページは59ページからになります。

59ページ中段からが、高齢・介護福祉課の事業でございますが、まず権利擁護センター事業でございますが、これにつきましては、本年度から社協が法定後見人という形で動きを始めておりまして、現在、家庭裁判所から1件の、法人後見という形で指定を受けたところでございまして、今後、これらの事業が、より充実するように支援するものでございます。

次に、60ページの中ほどでございますが、老人福祉施設管理事務事業としまして、主な事業としまして、先ほど、入来高齢者センターと上甕高齢者ふれあいセンターの部分でございますが、この部分の解体工事を、廃止に伴いまして計上させていただいたところでございます。

あけていただきまして、62ページでございますが、62ページの中ほど、老人措置費4億4,744万4,000円計上させていただいておりますが、これは市内の養護老人ホーム、あるいは市外の養護老人ホームに入所されてる方、231名の方に関する措置費を計上させていただいたところでございます。

あけていただきまして、64ページの上段でございます。地域介護基盤整備事業、この中では、本年度は認知症の介護、認知症高齢者グループホームの1ユニット分、それと介護療養型医療施設の転換、この部分を4床分を計上させていただいております。金額としましては4,206万9,000円を計上させていただいたところです。

それと最下段でございますが、特別養護老人ホーム維持補修事業としまして、鹿島園の空調設備工事を老朽化に伴います改修でございまして、2,101万7,000円を計上させていただいたところでございます。そのほか鹿島園の洗濯機、乾燥機の購入も、今回新たに計上させていただきました。

あけていただきまして、65ページの中ほどでございます。介護保険給付費等事業、この事業以下69ページまでは、介護保険特別事業、介護保険事業特別会計に係る事業となっております。介護保険事業特別会計では、総額が107億157万円と、前年度に比べまして8,391万円の増としているところでございます。

介護特会の中に計上いたしております主な事業

でございますが、66ページの最下段をごらんいただきたいと思います。在宅医療・介護連携推進事業におきましては、本年度につきましては、川内市医師会の在宅医療支援センターへの運営補助を出しておりましたが、薩摩郡医師会においても、準備が整ったというようなこと等もございまして、今回、薩摩郡医師会の在宅医療支援センターへの運営委託という部分も計上させていただいたところでございます。

あけていただきまして、67ページでございますが、認知症の初期集中支援推進事業につきましては、認知症の初期集中支援チームを配置しながら、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するという形で842万3,000円を計上させていただいております。

68ページの上段でございます。認知症地域支援・ケア向上事業というように、これにつきましても認知症の関係でございますが、認知症につきましては、認定者の中の13.9%、それと先ほどからしております認知症初期集中支援チームが介在しております部分を含めると、DASCが31点以上は初期集中支援チームがかかわっておりますが、それらが約5.5%程度でございますので、約5人に一人が認知症あるいは認知症の疑いのあるというようなこと等でございまして。本年度は丸の三つ目、認知症カフェ事業、この部分についても募集をかけながら、できるだけ多くの地域の中で取り組んでいただくように拡充をしたところでございます。

次の介護予防・生活支援の訪問型と通所型、これにつきましては要支援1・2の受け皿ということで、平成28年4月、本年の4月から介護認定を受けて要支援1・2になられた方の受け皿というような形で計上させていただいているところでございます。

あけていただきまして、69ページの中ほどでございます。これにつきましても、丸の二つ目でございますが、認知力アップ教室というようなこと等で、MICということが今叫ばれております。認知症に認定する前の軽度の方でございますが、軽度なところから介入することによって、認知症の発症を抑えると。延ばすというようなこと等を取り組みたいということで認知力アップ教室、それと地域包括ケアの地域版ということで、介護予

防コーディネート事業を今回新たに計上させていただいております。

これは地域の実情に応じて、住民等に密接した形でサービスができればというような思いがございまして、これも地区コミを対象に手挙げをしていただいて、実施したいというふうに考えてるところでございます。

以上が高齢・介護福祉課の予算の概要でございますが、この後、予算の詳細につきましては、高齢・介護福祉課長のほうで説明させていただきたいと思っております。

**○委員長（永山伸一）**引き続き補足説明をお願いします。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**それでは、一般会計の高齢・介護福祉課分について説明をさせていただきますと思います。

まず、歳出から説明をさせていただきますので、事業内容は予算調書により説明いたしますので、予算調書の142ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど部長からもございましたけども、事項、社会福祉管理運営費につきましては、市社会福祉協議会権利擁護センターが実施をいたします成年後見制度普及啓発事業、あと福祉サービス利用支援事業、法人後見事業について、市で支援をするものでございます。

下の段をごらんください。事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務に係る経費で、一般職員7人分の給与費、共済費のほか、敬老金等支給事業、高齢者クラブ連合会補助金などを計上しております。

143ページをごらんください。上の段でございます。事項、老人福祉施設管理費につきましては、高齢者福祉施設の電気、消防用設備、浄化槽等の保守点検業務、管理代行委託など、施設の維持管理に必要な経費のほか、上甕総合センターの耐震診断及び入来高齢者福祉センターの解体工事費などを計上しております。

下の段、事項、高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス事業や高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業など、在宅の要援護高齢者の生活支援を目的とした経費を計上しております。

144ページをお開きください。上の段でござ

います。事項、在宅介護者支援事業につきましては、寝たきりの高齢者などを在宅で介護している介護者などを支援するための経費を計上しております。

下の段、事項、老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置経費を計上しております。

次に、145ページをごらんください。上の段、事項、介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員13人の給与費、共済費など介護保険事業運営に必要な職員の人件費や介護保険事業特別会計への繰出金などを計上しております。

下の段をごらんください。事項、地域介護基盤整備事業費につきましては、地域密着型サービスの施設整備に係る交付金、先ほど部長が説明したものを計上しているものでございます。

146ページをお開きください。事項、養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム甕島敬老園の施設運営に係る経費で、一般職員3人分の給与費、共済費のほか、管理代行委託料などを計上しております。

次に、下の段をごらんください。事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム甕島敬老園に派遣しております一般職員3人分の給与費、共済費のほか、特別養護老人ホーム鹿島園の空調工事及び洗濯、乾燥機の購入費を計上しております。

次に、147ページをごらんください。上の段でございます。事項、介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務及び要介護・要支援認定に係る業務を行うための経費を計上するもので、介護認定審査会12合議体の委員60人、介護認定訪問調査業務嘱託員16人の報酬等の人件費のほか、主治医意見書作成手数料、要介護認定支援システム保守料、リース料等を計上しております。

下の段、事項、労働者福祉対策費につきましては、シルバー人材センターに対する補助金を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書の34ページをお開きください。主なものについて御説明いたします。

13款2項1目民生費負担金9,628万

3,000円の主なものは、老人福祉費負担金9,420万円で、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものでございます。

次に、14款1項2目民生使用料321万1,000円の主なものは、ふれあいドーム使用料300万など施設使用料でございます。

次に、15款1項1目民生費負担金1,325万円は、低所得者の保険料軽減に伴います国の負担分でございます。

次に、16款1項1目民生費負担金662万5,000円は、同じく低所得者の保険料軽減に伴います県の負担分でございます。

次に、16款2項2目民生費補助金4,860万3,000円の主なものは、老人クラブ運営費補助金638万4,000円と地域介護基盤整備事業費補助金4,206万9,000円でございます。

次に、21款3項1目貸付金元利収入150万円は、特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入で、旧里村におきまして、社会福祉法人里福社会が平成14年度に整備した特別養護老人ホーム寿里苑の運営資金として貸し付けた3,000万円の償還金でございます。

21款5項4目雑入3,827万5,000円の主なものは、甌島敬老園運営のための社会福祉協議会に派遣しております職員人件費に係る派遣協定収入でございます。

新規、拡充、廃止等に関します資料につきましては、本編資料の委員会資料2ページで掲載してございますけど、部長が説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）**高齢者福祉センター解体後の跡地活用は何を考えているの。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**今のところ、まだ未定でございます。普通財産として財産活用推進課で管理をしていただく形で考えております。

**○委員（上野一誠）**何も考えてない。壊すだけ。

**○市民福祉部長（春田修一）**今回取り壊しの経費を入れましたのは、使わないんだったら、地域の方からも取り壊しをしていただきたいというよ

うな要望があって、取り壊しをしたところでございまして、跡地の利用につきましては、今後、地域の意見も聞きながら検討していきたいというふうには考えております。現時点では何に使うんだということまでは決めてないところでございます。

**○委員（上野一誠）**今、そういう意見を言っても答えが出ないのわかって質問するんだけど。せっかくの市の市有地なので、何か地域に還元できるような形をとっていただくような努力を。ここだけじゃないですよ。鹿島もあつたし、いろいろあるから、そういうのは当然出てくるので、利活用については十分御検討をしていただきたいと御要望申し上げます。

**○委員長（永山伸一）**要望であります。ほかにございませんか。

**○委員（福田俊一郎）**シルバー人材センターの事業補助金についてお尋ねしますが。人事院勧告によって職員、あるいは特別職、そしてまた今回は介護職の方々の賃金があがってきておりますけれども。今度の平成28年度の予算で、この中には賃上げ分も入っているのかどうかをお尋ねしたいと思います。そういった職員の分も入ってるんですかね、補助金の中には。補助金の説明をしてください。

**○委員長（永山伸一）**シルバー人材センターの補助金の説明です。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**シルバー人材センターの人件費分については、補助金としては、人事院勧告分は見えてない形になります。今年度50万円減額を、毎年、今しております。平成28年度が最終の減額の年でしております。シルバー人材センターにつきましても、事業収入をふやそうということで、今、鋭意努力はされてるところで、その分の補助金でございます。

**○委員（福田俊一郎）**事業補助金の中身について示していただければと思うんですが。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**申しわけございません。今、手元に資料を持ってきておりませんので、後もって。

**○委員長（永山伸一）**後ほど、資料でもって提出してください。

**○委員（福田俊一郎）**運営補助金ということで、シルバー人材センターで働く方々の仕事については、今課長が言われたように、ふやしていこうと

いう、そういうことを言われましたけれども。今回は減額をされてるということで、むしろ運営の支援にはなっていないのかなというような感じがしたところでしたが。そこで働く方々ももちろん仕事をたくさん得て、あと賃金のほうもできれば上げていただくような形で、平成28年度に向けて、働く意欲がさらに出るような環境づくり、あるいは運営をしてもらえたらなというふうに思ったところですが、いかがでしょうか。

○委員長（永山伸一）春田部長のほうでお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）先ほど運営補助金の内訳はということでございました。これについては詳しく、また資料をもって説明させていただきたいと思いますが。記憶の中にある中では、事務局の職員に対する運営補助金という形で計上させていただいてるというふうに考えております。

これにつきましては3年ほど前の補助金の適正化と、そういう部分が、団体の補助金の検討という部分がございます。先ほど課長が言ったように、3年間50万ずつ削減をして、運営補助金を削減したいというような形で協議を整えたところでございます。

これにつきましては、シルバー人材センターのほうも補助金を使って、国の補助金を使いながら、地区コミとか、いろんなところにPR、そういうことをしながら事業をより多く獲得するというような形で、事業の運営を考えるように今努力をされてるところでございまして、会員数もふえてきているというふうに聞いているところでございますので。市としましても、この補助金については、県内の中でも高いというふうに考えておりますので、あとはシルバー人材センターの中で努力をしていただいて、工賃アップとか、そういう部分につなげていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

ただ非常に厳しい状況が出れば、その時点でまた御相談があるだろうというふうに考えておりますので、現時点では、今3年前の方針に基づいて、協議をした部分に基づいて進めていただければというふうには考えてるところです。

○委員（福田俊一郎）市民福祉委員会委員の3班とシルバー人材センターと意見交換会をした形で質問申し上げたところでした。今の春田部長

がそういうふうにおっしゃっていただけるのであれば、今後工賃を上げることや、あとより仕事がふえるようなことについては、大変心配もしておられますので、ぜひ当局とも積極的にシルバー人材センターで働かれる方々の環境、働く環境整備等が向上するように、ぜひ一度、シルバー人材センターとも協議をしていただければということで、意見で終わります。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。補助金の内訳については、またペーパーで後ほど御報告のほう、委員会へ提出のほうお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（持原秀行）在宅介護者支援事業というところで、寝たきり老人介護手当支給事業780万円組んであるんですが、この内訳を教えてくださいなんですが。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）この寝たきり老人介護手当支給事業につきましては、寝たきり要介護4・5の方を6カ月間の間に3カ月以上、御自宅で介護をされている方につきまして支給をするものでございます。半年で6万円、8月と2月に支給をしているということでございます。

前回、広報紙等でこれは広報しておりますし、前回申請された方、前々回申請された方には、今回も対象ではございませんかという形で、漏れがないような形で周知を図っているつもりでございます。

以上でございます。

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）人数につきまして、平成26年度でございますけれども、8月期は54件、2月期が65件、年間で119件、平成26年度の実績でございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第82号 平成28年度薩摩川内市

介護保険事業特別会計予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第82号平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）議案第82号平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算に関する説明書は392ページから429ページ、予算調書につきましては、341ページから371ページになりますけれども、説明は市民福祉委員会資料の別冊2を使いまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳出について説明させていただきます。別冊2の4ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費では、説明欄に記載の各種居宅サービス給付費を計上をしているところでございます。

次の同項2目施設介護サービス費では、介護保険3施設と呼ばれます特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスに係る給付費でございます。

次の同款3項1目審査支払手数料は、保険給付費の審査支払事務に係る経費で、国保連合会に支払うものでございます。

次に、同款4項4目高額介護サービス等費につきましては、介護サービスの利用者負担が高額となった場合に、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次の同款5項7目特定入所者介護サービス等費は、所得の低い要支援者、要介護者にとって、保険給付費対象外となる食費及び居住費の負担が過重とならないよう、また要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由等により介護サービスまたは介護予防サービスを受けた場合に補足給付するものでございます。

次の同款6項1目介護予防サービス費は、要支援1・2の認定にかかります介護予防サービス給付費等でございます。

次の同款7項3目高額医療合算介護サービス等費は、前年8月から本年7月までの1年間において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になった場合に利用者負担を軽減するものでございます。

次に、3款2項2目総合相談事業費は、介護相談業務嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターのランチ機能を担う在宅介護支援センター12カ所への総合相談業務委託料が主なものでございます。

次の同項5目任意事業費は、介護サービス計画点検業務嘱託員4名の人件費を初め、介護給付費適正化事業に係る経費のほか、家族介護支援事業に係る経費を計上しております。

5ページをごらんください。次の同項7目包括的支援事業一般管理費は、社会福祉協議会への地域包括支援センター業務委託料及びそのシステム経費等を計上しております。

次の同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、先ほど部長のほうで説明しましたがけれども、市医師会及び薩摩郡医師会に委託する在宅医療・介護連携推進事業に係る経費でございます。

次の同項9目生活支援体制整備事業費は、地域包括ケア体制推進コーディネーター嘱託員1名の人件費のほか、地域ケア会議推進事業に係る経費でございます。

次の同項10目認知症総合支援事業費は、介護予防事業嘱託員3名及び認知症地域支援事業業務嘱託員1名の人件費のほか、認知症カフェ業務の委託料でございます。

次の同款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業訪問型及び通所型のみなしサービスに係る経費でございます。

次の同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業のケアプランに係る経費でございます。

次の同款4項1目一般介護予防事業費は、介護予防地域支援業務嘱託員2名及び一般職員6名分の人件費のほか、認知力アップ教室や地区コミュニティ協議会にモデル的に実施してもらいます介護予防コーディネート事業など介護予防事業に要する経費でございます。

次の同款5項1目審査支払手数料は、国保連合会への支払手数料でございます。

次の4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金から生ずる利子相当分を計上しております。

次の6款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の一号被保険者保険料の還付に要する経費や国

庫支出金等の精算返納金を計上しております。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、資料の３ページをお開きください。

１款保険料は、第一号被保険者の保険料に係る分であります。平成２７年度賦課実績から推計し計上しております。

次の３款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

次の４款国庫支出金は、介護給付費に係る国の法定負担分と調整交付金、地域支援事業に係ります国の交付金を計上しております。

次の５款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に係る二号被保険者の負担分として支払基金から交付されるものでございます。

次の６款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と地域支援事業に係ります交付金でございます。

次の７款財産収入は、介護給付費準備基金の利子相当額でございます。

次の９款１項１目一般会計繰入金は、介護給付費に係る市の法定分と地域支援事業に係ります介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業の市の負担分でございます。

次の同款２項１目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費に財源不足が見込まれるため、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の１０款繰越金は、前年度繰越金でございます。

次の１２款諸収入の４項３目雑入で３９７万３,０００円を計上しておりますが、これは外部委託した地域包括支援センターが使用いたします地域包括支援システムの使用料相当額を負担金として徴収するものでございます。

次に、平成２８年度の新規事業について説明させていただきますので、１ページをごらんいただきたいと思います。

部長のほうからも説明がございましたけれども、１の高齢者介護予防コーディネート事業につきましては、１２月の委員会でも説明をさせていただきましたけれども、平成２８年度からは１５の地区コミ協議会にモデル的に取り組んでいただき、地域での見守りや支え合う体制づくりを構築していただきたいと考えているところでございます。

２ページをお開きください。継続事業ではござ

いますけれども、２の認知力アップ教室についてでございます。

これにつきましても、昨年の９月の委員会で説明をさせていただいた事業で、軽度認知障害、ＭＣＩの方々を対象に、運動や脳トレを行い、認知機能の維持、向上を図るもので、今年度は昨年９月から毎週木曜日に実施してまいりましたけれども、平成２８年度は新たに１教室追加、増設するものであります。

資料はございませんけれども、昨年９月から実施してまいりました認知力アップ教室について若干報告をさせていただきたいと思います。

この教室には男性３名、女性２６名、合計２９名の方、平均年齢７３歳の方々に参加をいただいております。これまで半年間で２６回の教室をしてまいりました。参加者につきましては、始める前と開催当初と最近６カ月後の経過したときとで、簡単な認知力のテストと運動機能のテストを行ったところ、平均的に見まして改善が図られてるようでございました。

しかし、まだ半年しか経過しておりませんので、今後もこの教室を継続して事業の評価をしてまいりたいなと考えているところでございます。

次に、３の認知症カフェ業務委託についてでございます。新オレンジプランに基づきます、認知症の人とその家族への支援の一つで、認知症の人やその家族など、誰もが気軽に集い、互いに交流することができるお茶飲み場を委託するものでございます。平成２８年度は１０カ所ほど開設したいなということで考えているところでございます。

以上で、平成２８年度介護保険事業特別会計予算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）**確認をしたいんですけども、医療介護総合確保推進法によって、幾つかいろいろ変わったところがあると思うんですが。所得が１６０万円以上の人を対象にして、利用料が２割に引き上がるということについては、本市の場合

はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）本市では4％ぐらいの方が対象になるのかなと思っております。250名程度になるのではないかと予測をしているところでございます——257名の方が対象になります。

以上です。

○議員（井上勝博）ことしの8月からですからね。2割に引き上がるということで、今までのサービス料が2倍になるということになるわけで、特に施設利用などの高額なサービスを利用される方などが倍になるということになるのかなと、その辺が本当なのか。そんなになるなら大変なことになると思うんですけども、そこら辺は本人に対しては、どういうふうに通通知とか、そういうのはされてますか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）主幹で対応をお願いします。

○主幹（中俣賢一郎）ただいまの御質問ですけども、確かに2割負担ということで負担はふえるんですけども、当然、介護保険のほうにも高額介護サービス費がありますので、倍になったとしても3万7,200円以上は一般の方は返ってきます。一定以上所得のある方については4万4,400円以上は返ってきますので、2割負担の方が必ず倍になるということはありません。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行

います。

補足説明ありますか。

○高齡・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齡・介護福祉課の所管事務について御説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料本編の15ページをお開きください。平成26年12月の委員会のほうで説明をいたしましたけれども、再度説明をさせていただきます。

1、総合事業への移行スケジュールということで、介護保険法の改正により、現在の地域支援事業は総合事業へと移行し、平成29年度から全自治体で取り組むこととされておりますけれども、本市におきましては、平成28年度、今年度から総合事業へ移行し、平成29年度には完全実施というスケジュールで事務を進めているところでございます。

（1）新規・更新申請の考え方でございますが、例えばアの認定有効期間が本年4月30日までの方につきましては、更新申請は3月1日から受け付けることができるんですけども、3月に受け付けた場合は平成29年度から総合事業の対象となりますけれども、4月に更新申請を受け付けた場合には、平成28年度から総合事業の対象となっておりまいます。新規申請につきましては、4月1日以降に受け付けた分は総合事業の対象となっておりまいます。

16ページをお開きいただきたいと思ひます。

2の総合事業移行のイメージでございますけれども、上の図をごらんいただきたいと思ひます。左側が現行、右側が見直し後でございます。介護予防給付の要支援1・2のうち、訪問介護及び通所介護の二つのサービスが地域支援事業に移行いたします。上のほうの訪問リハ、訪問看護などのサービスを利用する方は、これまでどおり介護認定を受ける必要がございます。

下の図をごらんいただきたいと思ひます。左から二つ目の上の段、新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援認定を受けた方と基本チェックリスト該当者に対して提供するもので、その下、一般介護予防事業につきましては、第一号被保険者の全ての方が対象となります。

介護予防・生活支援サービス事業の左から三つ

目、訪問型及び通所型サービスのその右の①訪問介護と①通所介護につきましては、必ず市町村において実施しなければなりません、その他のサービスにつきましては、市町村の実情に応じて実施することとされております。

高齢者の方々が地域で生活をするためには、多様なニーズがあり、多様なサービスを地域で整備する必要があることから、本市では②の訪問型サービスA及び通所型サービスAの拡充を図ることとしているところでございます。

17ページをごらんください。通所介護及び訪問介護を実施していた事業所に、先ほど申しましたA型へのサービス移行について調査を行ったところ、表のとおり通所介護につきましては29事業所、訪問介護につきましては28事業所がA型のサービスを実施することとなりました。

3の新たなサービスにつきましては、訪問型サービスAの新たなサービスといたしまして、食生活改善推進員による調理援助及び、先ほどシルバー人材センターのところの補助金でもございましたけれども、シルバー人材センターの収入増にもつながるかと思いますが、シルバー人材センターの生活援助を設けたところでございます。

食生活改善推進員によります調理補助につきましては、独居男性高齢者の方々や認知症初期の高齢者の方々などに対して、買い物同行や調理補助をすることで食の確保や、調理に伴います複雑な過程を経ることで、認知症の進行を防ぐことを目的に実施をするところでございます。

シルバー人材センターの生活援助につきましては、主に掃除及びそれに付随します業務のほか、高齢者の方が高齢者の生活援助をすることで、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としているところでございます。

4の一般介護予防事業でございます。介護サービスの充実はもちろんでございますけれども、今後は介護予防事業の充実を図る必要があると考えているところでございます。そこで、本市は全ての高齢者が参加できます一般介護予防事業の充実を図ることとしているところでございます。現在、表にありますとおり17事業所で一般介護予防事業に取り組んでいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いた

します。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（井上勝博）この制度によって要支援者については、訪問介護、通所介護が保険給付から外れるということになるわけですが、気になるのは利用料というのが一体どうなるのかということが一つです。

それから、特養入居者が原則、要介護3以上になるということですが、このことによって待機者というのがどうなるか、どういう変化をするのか、この2点、お知らせください。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）利用料につきましては、グループ長のほうで答弁させます。

○主幹兼介護給付グループ長（上藺哲也）ただいま総合事業の利用料金というお話がございましたけれども、今回、総合事業を実施するに当たって、これまでの利用料金とほぼ同額で金額設定したところでございます。

ただ要支援1・2のサービス利用は、月に1回利用しても定額という形になっておりましたのを、簡単に言えば、月に4週あるわけで、4で割った1回当たりの単価という形になっております。

したがって、サービス事業所に入ってくる料金も本人さんがお支払いになられる料金も同額と。ほぼ同じ額になるということでございます。

以上でございます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）特別養護老人ホームの待機者でございますけれども、3以上の在宅での待機者が現在、昨年の調査でございますけれども、141名いらっしゃいます。今度の6期計画の中で50床ふやすという形でお話をしたかと思っております。その分で若干減ってくると思いますが、待機者の変動といいますか、要介護2以下でございますけれども、特別の理由がございまして入所はできますので、特段影響はないと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。



御苦労さまでした。

---

△延 会

○委員長（永山伸一）本日の委員会は、これで  
延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、16日午前10時から第2委員会  
会室で開会いたします。本日はどうも御苦労さ  
でした。



## 【卷末資料】

請願文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                  |       |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 請願第 1 号                                          | 受理年月日 | 平成28年 2 月 1 5 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書        |       |                 |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 薩摩川内市宮里町1322番地11<br>社交ダンスサークル「リンク川内」<br>代表 城下 陽司 |       |                 |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 佃 昌樹                                             |       |                 |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                  |       |                 |
| <p>平成24年、高齢者団体活動支援要綱を制定していただき、私たちのサークルも恩恵に浴し、活動に弾みをつけていただき感謝している。</p> <p>私たち「リンク川内」は、高齢化社会到来を予測して、高齢者の自立・健康の促進、高齢者の医療費・介護費の増大等、介護福祉の問題に対し、市の施策に微力ながら一市民として協力してきた。今年で15年間ボランティア活動を続けている。</p> <p>その間、平成20年度、21年度と2年にわたり提案公募型補助金対象団体に認定していただき、高齢者の健康福祉活動を援助していただいた。その後も自力で活動を継続し、多くの高齢者の方々との交流を深め、今日に至っている。</p> <p>平成22年、高齢者団体活動に対する施設等の使用料の減免を請願した。結果は、「高齢者クラブ連合会所属の団体は使用料を全額減免、その他の高齢者団体は3割減免」と決められた。高齢者クラブ活動を援助される市当局の考えは理解するが、組織の活動等、見直しがなされない限り組織加入には限界がある。集落単位の組織に、同好趣味で活動する団体を連合体として受け入れていただくよう要請したが、残念ながら受け入れられなかった。</p> <p>市の施策に対する恩恵は全市民公平・平等に享受されることを望んでいる。高齢者社会問題に同じく取り組んでいる「高齢者クラブ連合会所属団体」と「高齢者支援ボランティア活動団体」に対し、「全額免除」と「3割減免」と大きく差がつけられた。このような大きな差がどうしても疑問に思っている次第である。</p> <p>多くの高齢者が戸外に出て、同好趣味を共有し多くの仲間と交流を深め、健康で明るく生活されることを望む。収入の少ない高齢者に対し経済的負担を軽減し、活動のしやすい環境を整えていただき、活動の後押しをしていただくことを切に希望する。</p> <p>私たちは、高齢者の方々の自立を促し、家族に介護・医療等の負担をかけない、健康で明るく過ごしていけるように微力ながら支援していく。</p> <p>どの団体に加入して活動するかは個々人の生き方の問題で、信条の自由に基づくものだと思う。より積極的に参加活動されることを願っている。</p> <p>要綱制定から数年を経過した今日、高齢者の方々の活動が更に盛んになり、趣旨が生かされるように善処されることを要請し、下記のとおり請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公共施設の使用に関し、高齢者団体活動の施設使用料を、今よりも減免率の緩和に向けて検討すること。</p> |                                                  |       |                 |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一